

令和2年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和2年9月10日（木）
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	令和2年9月10日（木） 午前8時59分
閉 会 日 時	令和2年9月10日（木） 午後3時12分
委 員 長	羽鳥 健
委員会出席 委 員	
委 員 長	羽鳥 健
副 委 員 長	金子 裕太
委 員	菅野 博子 大塚 佳之 野本 恵司 永沼 博昭
委員会欠席 委 員	なし
委員外議員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 7 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 3 号	令和 2 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	原案可決
第 7 6 号	令和元年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 7 号	令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 2 号	令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

（市民生活部）

市民生活部長 清水 洋
 市民生活部副部長 関口 泰清
 自治振興課長 伊藤 正一
 市民生活部参事兼
 危機管理課長 小川 哲夫
 市民課長 新井 隆司
 市民課副参事 川又 敦子
 国保年金課長 野口 豊和

（環境経済部）

環境経済部長 飯塚 孝夫
 環境経済部副部長 外島洋志男
 環境課長 大島 和之
 環境課副参事 長澤 和弘
 農政課長 山崎 淳一
 農政課副参事 藤村 弥
 環境経済部副部長兼
 農業委員会事務局長 堀越 延年
 商工観光課長 清水 健紀
 環境経済部副部長兼
 道の駅整備プロジェクト
 高坂 清
 道の駅整備プロジェクト課長
 秋山 信行
 吹上支所副支所長 吉田 勝彦
 川里支所副支所長 加藤 勝美
 書 記 岡田 和弘
 書 記 岡崎 夏子

(開会 午前8時59分)

(委員長) それでは、本日の会議を開きます。

まず、環境課長より発言の申出がありましたので、許可いたします。

(環境課長) 昨日野本委員さんからご質問があった251ページにあるエコチェンジポイント鴻巣事業への対象者数ということで報告させていただきます。

平成30年度260人、令和元年度264人になっております。

以上です。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任を願います。

それでは、質疑はありませんか。

(菅野) 最初に、121ページ、危機管理課の自衛官募集事業についてお伺いをします。

応募状況がどのような形で本市の場合応募しているのかお聞きをします。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 応募状況は、直接市は把握しておりませんが、令和元年の埼玉県全体で536人の採用がありました。そのうち鴻巣市からは9名の採用と。昨年の平成30年につきましては、埼玉県全体で513人、鴻巣市からは5人ということです。

以上です。

(菅野) それなりの応募があるのですね。自衛隊につきましては、いわゆる政府はこの自衛隊を派遣する、入ったからにはどこかに派遣されるのでしょから、戦地に、政府は自衛隊の派遣を閣議決定しているのです。今、中東地域での緊張の高まりを理由に閣議決定しているわけですが、任務遂行のための武器使用可能となる海上警備行動、自衛隊法8条の発令も想定しており、これは憲法違反の武力行使に至る危険性があると言われているわけですが、この点に関して、日本国憲法前文に照らしてどう思っているのか。前文では、いっぱいある中ですが、一部、「政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こすことのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、

この憲法を確定する」といって、戦後日本は侵略戦争で、世界で5,000万、アジアで2,000万、日本で310万という貴い人命を奪い、さらに広島、長崎の原爆で大変な辛苦を迫られたわけですけれども、この点に関してどのように考えているか、見解をお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時04分)



(開議 午前9時05分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) では、自衛隊募集について、何らかの名簿が提出されているのか、そこをお聞きします。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 名簿の提出は行っておりません。年に1度自衛隊より依頼がありまして、住民基本台帳の閲覧を自衛隊にさせていただいております。

以上です。

(菅野) そうすると、住民基本台帳の閲覧は、自衛隊からお願いされた人が行うのでしょうかけれども、市の行う中でどういう範囲の名簿の提供が要求されているのでしょうかね。閲覧。基本台帳。住民基本台帳というのなら、どの帳簿が出されて。

(市民生活部参事兼危機管理課長) 閲覧の内容につきましては把握しておりません。

(菅野) 自衛隊は幾ら言っても出ないから、時間のあれなので、やめます。

131ページ、個人番号・住基ネットワーク事業ですけれども、この事業自体が本人提供がないまま番号が取得される仕組みなのです。この間の要するにかなりの個人情報が出ているわけですけれども、本市としてのこの提供の在り方に、そういう情報漏えいがある中で、どのように対応するとしているのかお聞きをします。

(市民課長) マイナンバーの付番に関しては、昨日お答えさせていただいたとおりだと思います。それで、菅野委員さんのご質問の内容として

は、その番号が漏えいについてだと思えます。それについてなのですけれども、市としましては、まず新人の職員研修なんかでもそうなのですけれども、情報セキュリティーポリシーに基づく運用ルールというのを定めておまして、そういった新人の研修もしておりますし、なおかつ市民課職員、その他関係部署、そういったのも多要素認証、昨日も申し上げましたけれども、そういったもの、防止をしまして、パスワードですとか、静脈認証、そういったのを利用して外部に出ていかないといったようなことをやっております。その中には、ポリシーに基づく運用ルールの中では当然のことも書いてありまして、個人情報パソコンの中には保存しないですとか、パスワードをかけて管理するですとか、USB、デジカメ等は使用しない、それから不審なメール、添付ファイルは絶対に開けない、あとウイルスに感染が疑われるパソコンは即時にLANケーブルを抜くですとか、パソコンを離れるときはログオフする、そういった細かいことまで定めてありまして、それを職員に徹底をして情報漏えいに努めております。

以上です。

(菅野) 万全の対応でやっているというふうな答弁なのですけれども、かつてパソコンから、2015年6月ですけれども、日本年金機構から、職員のパソコンから送られたメールを介してウイルスに感染して、125万件の個人情報が流出したというのが日本中を駆け回ったわけですけれども、こうした、何件もあるわけです。同じ月に東京商工会議所の職員のパソコンからもメールを介してウイルスに感染して、1万2,000件を超える個人情報が流出したとか、2014年にはベネッセコーポレーション顧客情報が1,000万件以上不正に持ち出されて名簿業者に売却されたとか、マイナポータルでは、個人情報流出の経路として最も危惧するのが、個人のパソコンでマイナンバーに基づく情報を見ることができるということで、ICカードのパスワードさえあれば特定の個人のありとあらゆる情報が閲覧できる、プライバシーは一気に丸裸にされるという。総務省の調べで09年から12年の4年間に226件、うちなりすましが103件というふうに、かつてはこういう事態があった状況の下で始まっているわけです。

けれども、そうすると今の体制ではこれらに関するものは全ていわゆる克服されているということなのではないでしょうか。

(市民課長) 今菅野委員さんからありました日本年金機構、東京商工会議所、ベネッセも平成26年から27年にかけての起こった事案であるというのは本市のほうも把握をしております。それに基づいて、こういったことが絶対あってはいけないということになりますので、各自治体とも個人情報の流出、これ主にはやはり人的ミス、そういったのが多いというようなこともあります。マイナンバー法の中にも個人情報流出の罰則等もあるのでありますが、その罰則をする前に、まず各職員が先ほど申し上げたようなそういった認識を持って流出をさせないといったような、マニュアルにのっとりやり方をやっておりますので、流出はないと考えております。

以上です。

(菅野) これは部長にお聞きしますが、ドイツでは共通番号制そのものに関して、ドイツ基本法で制定される人格の尊厳を侵害する制度と認識されているということで、1976年の法務委員会では統一的な個人認識番号は許されないとの見解を表明しているということなのです。この点についてはどうなのかね。フランスでは、市民的自由とプライバシーを重視する立場から、分野別の番号制度、第三者監視機関は国民登録番号を税、教育、警察といった分野で利用させることはしないとしておりますけれども、日本の場合、結局この番号は各組織で、どの組織でも、警察であろうがどこであろうが、全部利用しているわけですね、業務上。多分。ここら辺に関してはどうなのでしょう。ドイツ、フランスの取組に関してどうなのでしょう。

(市民生活部長) それでは、お答えいたします。

ドイツとかフランスということで質疑がありましたけれども、他国のことは私存じ上げておりませんので、その辺についてはちょっとお答えできませんが、我々公務員は法律とか条例に基づいて事務を行っておりますので、そういったことで粛々と事務をやりたいと考えております。

以上です。

(菅野) 最後 1 回だけ。そうすると、今の日本のいわゆる I T 技術においては……

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 4 分)

(開議 午前 9 時 1 5 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) ドイツでは、共通番号を使わずに、目的、領域ごとの連携で十分対応できるという形でやっているのです。実際本当に漏えいしないというなら、番号を使わないでもこういう形でできるという方法がドイツで表明されているのですから、この点についてはどうですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 9 時 1 6 分)

(開議 午前 9 時 1 7 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(市民生活部長) 先ほどもお答えしたとおり、法律や条例に基づいて事務を行ってまいりたいと考えております。また、住基ネットワークは専用の回線で結んでおりますので、先ほど菅野委員がおっしゃったメール等を介して情報が漏えいすることはないと考えております。

以上です。

(菅野) 次は 249 ページ、コウノトリの里づくり事業ですけれども、1,027 万 8,876 円という大変な額がコウノトリに投じられるというわけですけれども、さらに基金積立金で 3,307 万 1,276 円計上されているのです。これは、コウノトリのほうが人間より大事だということではないですか。野田市にしても、日本でコウノトリやっているのは野田市と、あと豊岡市ですよね。有名なのは。とにかく広大な湿地と巣を作れる環境があるのです。あるのですよ。鴻巣のどこにそういうところがあるかって。吹

上の庁舎のすぐ近くなんてほんの僅かな部分ですよ。国が進めてきているのは、もともと荒川北流域と言っているのです。桶川、北本、鴻巣、吉見町、川島町の。それでやりなさいよと言っているということは、そういう面積が必要だということなのです。鴻巣の荒川のほんの少しの灌木が茂っているところというわけではないと思うのです。多額の事業費をコウノトリに投ずるよりも市民の福祉に使っていただくほうが、市民の皆さん本当に今コロナ禍の下で仕事に行けないとか大変な中で、これはお金の使い道を本来変えるべきではないかと思うのです。第一、天然記念物のコウノトリをそんなに安易に条件のそろわないところで飼う道理がどこにあるのかという市民の声が聞こえるわけですけれども、まずこの点について伺います。

（環境課長）菅野委員の質問にお答えします。

先ほど菅野委員のほうから鴻巣市だけでコウノトリをやるというお話ですけれども、荒川流域のこちらの桶川市、北本市、本市と川島町、吉見町、こちらのほう協議会を現在も活動しております。それというのは、先ほど言った荒川流域の自然をこれから守っていこうという動きであり、あくまでも今後そちらのほうの市町村の協力を得てやっていけると考えております。

それで、お金につきましては、こちらは本市のため、これからの子どもたちの未来のため、夢をつくりながらやっていく事業でありますので、今止めてしまいますと将来のためにはよくないと考えております。

以上です。

（菅野）北本は、石津市長のときに三百何十万出すって予算やったときに、どうしてコウノトリなんか北本でできるのだと言ってやめましたよ。やめたのですよ、北本は。石津市長のときですよ。随分昔ですよ。だから、桶川や川島や吉見町では、では予算措置して議会がオーケーして、荒川北流域でコウノトリ飛ばそうってやっているとは聞いていないのですけれども、やっていますか。北本は、では市長が替わって、やるようになったのですか。桶川。そこら辺はちょっと聞いていないな。

（環境課長）こちらの荒川流域の協議会自体がもともとコウノトリ、ト

キを含む地域で注目される生物を指標とする水辺環境の保全性の方策を推進するという協議会であり、こちらは地域振興や経済活性化の方策に取り組むことで各市町村が協力をしている協議会になっておりますので、昔そういうことがありましたけれども、現在はその方針で進めています。

以上です。

（菅野）今の答弁だと、水辺環境を守り、地域振興の協議会だということですけれども、私が言っているのはコウノトリに限って聞いているわけです。これコウノトリを飛ばすということは、水辺環境を守り、地域振興なんていうのは、では鴻巣だってコウノトリやらなくたってやっていると思うのです。行政がやる本来の仕事ですものね。だから、コウノトリに関しては、鴻巣以外やっていないのではないかなと思うのです。予算をこんな一千何十万も投下して。今後さらにお金を出してもやるというわけですから。そこら辺はどう思いますか。

（環境経済部長）それでは、まず先ほど課長がお話ししましたのは、コウノトリ、トキを含む、もしくは生物多様性の部分で、荒川流域のエリアということで協議会ができております。その中で鴻巣は、当然鴻巣から放鳥されたものは近隣の市町村にも飛んでいくだろうというふうなことで、その中に北本市さんもそういう面ではそれを認識した上で入っているということでございます。それと、その上には関東エコロジカル・ネットワーク推進協議会というものがあって、例えば最近話題になりました小山市、あそこは渡良瀬のエリアというものを決めて、その関東エコロジカル・ネットワークの中に入っているわけです。関東の中で、いろんな流域のところでそういった協議会等をつくって、関東の中でも例えばコウノトリ、トキもしくは生物多様性というものを進めていこうということになっています。その一つとして、鴻巣市と野田市に関してはコウノトリという特別なものを飼うと、飼ってやっていこうということを選んでいくわけです。そういう面では、周りの自治体が完全に協力してくれるかということではないのですけれども、ただそういった飛んでいったときに、コウノトリって天然記念物ですから、その自治体はその

コウノトリを観察する、もしくは見守って、例えば営巣した場合、それをずっと見守って行って、かつ足輪とかをつけて管理していく必要がもう出てきてしまうのです。それなので、こういったネットワークを使ってみんなでそういったことを共有していこうということになっているわけです。その中で、荒川だけで鴻巣市はコウノトリを飼うというふうに考えていません。荒川は、実際建設省（P. 19「国土交通省」に発言訂正）のほうがあそこへ湿地を造ると。北のほうから、北本からずっと来ているのですけれども、鴻巣市においても湿地を造るということで入っております。

（菅野）野田市にしても、もう60ヘクタールですごいところを湿地化しているのです、田んぼを。そんな、全然取組が違うわけです。鴻巣でこれだけの予算をやるのなら、ほかはどうであろうと、鳥だからどこにでも飛んでいくのですから、自由です。だからといって、その飛んでいくところが見るだけでもあれだなんて、そんな、巣塔だって全然、豊岡でさえいっぱい、あれほどの条件整備しても巣塔を立てているのです、町なかにもいっぱい。鴻巣駅前にレプリカの、こんなになっていますけれども。そんな、鴻巣でやるというのなら、鴻巣のいわゆる荒川北流域の範囲でコウノトリが飛べるかということです。どう考えても湿地とは程遠い。豊岡の10分の1ですよ、鴻巣は。そんなところでこれだけのお金をかけてやる意義がどこにあるのかという市民の要求があるわけです。もっと条件のいいところでなければコウノトリは飛ばないでしょうと言われてます。この点については、もう時間がないから、いいです。幾ら言ってもいい答弁なんか出やしない。あきれたね。

次は、道の駅整備事業です。279ページです。道の駅整備事業プロジェクトに1,929万円整備されているわけですが、今後整備計画を策定して、大宮国道事務所と一体型による道の駅整備を進めるとしているけれども、沿道の自治体が軒並み道の駅構想を持つ中、本当に成功するののかということです。車で走って、10分も走らないうちに、次、道の駅、次の道の駅って、そんなので農家の皆さんも安心して出荷をしたりできるのかと。そうすると、今の、寺谷にありますよね、販売するところが。

苗からいろんなものを売っていますよね、農産物。道の駅できてしまったら、あそこが今度廃れてしまうのではないのですか。そんな狭い需要のところでもどんどんお金かけて、国の方針だからといって造っていいのか。そこがまた採算が合うのかと。農家の皆さんがそれでなくても今大変な中、農業で本当に生活ができるようにしていくために、施策というのはよく先を見てお金を投下すべきだと思うので、この点についてお聞きします。

（道の駅整備プロジェクト課長） それでは、お答えいたします。

近隣では熊谷市と桶川市が道の駅の整備を計画しております。このような中、本市道の駅を持続可能な道の駅とするには、鴻巣市としての道の駅の特徴づけをしっかりと行うことが何より重要と考えております。その中で、道の駅に来る多くの方々は、農産物直売所で地元産の野菜などを購入できることを楽しみにしております。市民にとっても道の駅という地元野菜の売場が身近にできることから、地場産の比率を今後高めていくことが重要ではないかと考えております。また、管理運営計画を通じまして、基本計画でターゲットとして掲げていました女性と子育て世代が経営的な視点からも重要であることが再確認されております。これらの方々を呼び込むために、施設面、管理運営面の仕掛けを行っていきたいと考えております。ご説明したように、鴻巣市の特徴づけを行うことが成功に導いていけることではないかと考えております。

以上です。

（菅野）特徴づけって何ですか。花と人形ですか。私が聞いているのは、ほかの道の駅と至近距離にあって採算が合うかって聞いているのです。それを教えてください。

（道の駅整備プロジェクト課長） 道の駅周辺には、先ほど申しましたように、熊谷市、さらに桶川市が計画しておりますが、道の駅、鴻巣市としての特徴づけをしっかりとすることで鴻巣市にお客さんを呼び込むことができるのではないかと。さらに、野菜につきましても、今後小口でも気軽に出荷できるような体制を整備しながら、高齢者でも野菜栽培を継続できて、さらに自家消費であったものも販売へとつなげるような形

で野菜の生産拡大も図れればと考えております。

(菅野) ちょっと先に行きますけれども、通告してありますので、277ページの花き産地生産支援事業、真ん中辺ですね、この中で農作物災害緊急対策事業補助金1,058万3,718円が計上されているのですけれども、9月4日の本会議で質疑がされたのですけれども、これを日光戦場ヶ原での被害面積を基準に支給したという答弁がありましたけれども、被害面積を基に支給しているということですので、5人ということで、5人それぞれの被害面積と受給金額を教えてくださいと思います。

(農政課長) この事業は、昨年度台風19号の影響で被害を受けた農業者に対しまして、被害農作物等の回復に要する支援といたしまして補助金を交付させていただいております。内容といたしましては、病虫害防除農薬購入費であったり、草勢等の回復等による肥料の購入費、また代替策などを行うための次期作用の種苗等の肥料の購入費となっております。ご質問にありました内容についてですが、被害面積についてなのですけれども……

(菅野) 資料で出れば資料でいいのですけれども。

(農政課長) 被害面積につきまして……まずもって交付申請者の対象者が5名おりまして、5名が受けた総額の補助金は1,058万3,718円となっております。この5名の被害面積は1万5,220平米となっております。以上です。

(菅野) 5名の個別の面積と被害額をお聞きしたいわけです。

(農政課長) 各個人の被害面積及び各個人の補助金交付額については、この場での発言は控えさせていただければと思います。以上です。

(菅野) では、ここで言わなくても、資料請求で出していただけますか。

(農政課長) 資料請求につきましては、過日議案質疑の際におかれましては、中野議員さんのほうから環境経済部長宛てにご質問がありました。その場におかれましては、議会閉会後に、議案質疑をされたものに対する資料提供については、議会全般を通して質疑のあった資料を提供することは行わないというように伺っておりますので、各個人の情報

に関する資料を提供することは控えさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

(菅野) いや、私は前に農業のところで何らかのあれが必要、例えば今のような事態があったとき、ちゃんと出していただいた気がします。何人分で、1人は幾らですよとかというふうに。いつからそうなったのですか。

(暫時休憩していいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時33分)



(開議 午前9時35分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 293ページの観光協会の参考資料についてですけれども、ここに観光協会の参考資料というのがあるのですが、これが配られましたよね。最後に結局350万3,347円赤字になっているのです、これを見ますと。それで、不思議なのですけれども、予算が組まれていて、決算と全然金額が違ったりするのですけれども、人件費のところは市から補助があるかと、そういうところは合っているのですけれども、これ読むと予算、決算、コロナといたって最初からあったわけではないから、4月からあったわけではないから、どのような運営になっているのか。例えば、これページ数ついていないのだけれども、自主活動事業の自主事業費に1,127万が予算で、決算は694万なのです。1,100万に対して694万。それから、産業観光事業費160万に対して決算は88万。これ半分ぐらいですよ。イベントボランティア事業費は570万に対して304万と。これも半分近くですって。中山道歴史資料館事業費は、130万に対して31万7,000円って、100万も減る感じで、不思議なのですけれども。あと、自主事業管理運営費が942万に797万。これはそこそこついていきます。事務局費なんかは大して変わりません。710万に658万で。施設管理費も大して変わりません。ひな人形PR事業も、ちょっと増えましたけれども、変わりま

せん。イベント開催事業費が、これがまた80万に対して10万9,000円で済んでいるのです。このうちの委託費が70万って予算していたのが7万だったのですね。これ間違いではないのですか。どっちが正しいのでしょうか。予算が70万で、決算は7万になっているのです。ひなの里のイベント委託費ということで、ほかのイベントはしなかったということなのでしょう。それで、産業観光館管理運営費などは似たような金額になっているのですが、結果として予算額が1,259万6,914円赤字で、決算額が350万3,347円が赤字という、こういう状態では観光協会が経営状態よしと言えないで、鴻巣の観光は立ち行くのかと思うのですが、この点についてお伺いします。

(商工観光課長) 今いろんな数字出していただいてご質問いただいたのですけれども、観光協会自体が一般財団法人ということでありまして、市と対等な独立した団体ということでございますので、予算立てですとか採算についてこちらのほうでお話しするところはなかなか難しいところも実はあるのですが、昨年につきましては、台風ですとか、コロナが2月ぐらいからはやった関係もございまして、開催を当初予定していた事業等が中止になったものもございまして、それらの中で実際に事業ができなかったものも多数あるというふうに伺っているところもございまして、予算立てとその辺で差があるというところは正直言っているのかなとは思っております。ただ、赤字というようにお話ですけれども、観光協会という団体の性格というのでしょうか、もともと営利団体でもございませぬので、マイナスが望ましいということは当然ない話なのですけれども、今後自主財源等に努めていただいて、収支の改善というのでしょうか、その辺に努めていただくように市としても支援してまいりたいと思っております。

以上です。

(菅野) 収支の改善に努めると言いますがけれども、いろんな状況がある、今年なんか特にもっとひどいわけですから、そうするとやはり観光客も今年の場合来ないのかもしれないかもしれませんね。自粛して出るなって言っているから。それにしても、鴻巣の観光が成り立つような予算措置というのは

今後要求があれば増やして、困難だからこそもっと何らかの方法でお金を使ってもできる方法があるのではないかとこのころに使うように予算を増やすという対応ができるのでしょうか。そこをお聞きします。

（商工観光課長）観光協会につきましては、観光協会支援事業として補助金としてお渡ししているもの、それ以外に産業観光館の指定管理としてお渡ししているお金もございます。こちらの活用で観光協会の事業等を回しているというような形でございます。それぞれの事業の性格等も違いますので、その中で実際に観光協会、活動する中で不足分、観光の振興に対して不足しているものが当然あるということであれば、それについては前向きに検討するべきというふうには考えております。

以上です。

（菅野）ちょっと時間の範囲で、263ページのごみ処理施設等整備基金積立金ですが、今後の方向性をお聞きします。積立金をどういうふうにするのか、ここだけお聞きします。

（環境課長）新ごみ処理施設は、本市にとって必要な施設でありますので、これ以降についても基金を積み立てていく予定でございます。

以上です。

（菅野）それは分かっていますけれども、目標の金額とか、どれぐらい積み立てるとか、そういう方向性をお聞きします。

（環境経済部長）基金のほうは、現在が13億1,000万円だったかな、本年度入れて15億円ぐらいになりますか。当初3市の組合でやったとき、その目標額というのはお示しをしていないのですけれども、あのときの感じでいうとまだちょっと足りないのかなという状況なのです。当然施設の規模だとかというものが今後変わってくるので、その基金が要る金額というのも変わってくるのだと思うのですけれども、もう少し積ませていただこうかなと。ただ、目的の、では20億円までいくのだよということとはなかなかちょっと、実際の造るものがはっきり決まっていないので、ただ前回の組合のところではまだちょっと足りない状況です。

以上です。

（菅野）場所は、相変わらず安養寺のあの場所を考えているのですか、

それとも。報告会を笠原公民館でなんかやりましたよね、ごみ処理について。何で笠原なのか。私は全然知らなかったですけども。笠原地域とか、馬室地域とか、もっと足場のいいところへ造るという方向性も考えられるのですか。行田も抜けたわけですから。

（環境経済部長）建設予定地ですね。鴻巣市としての建設予定地というのは、ずっと議会答弁の中で言うておりますけれども、3市で選んだ郷地、安養寺地区を候補地として今進めております。

以上です。

（大塚）それでは、ページを含めまして、決算について何点か伺います。初めに、歳入のほうの57ページ、担当課は環境課、事業は資源回収販売収入であります。今回の決算では2,785万円が計上されていますが、当初予算ベースでは4,000万円であったと思います。最終的には予算に対して決算は減っているわけですが、この減った理由について伺いたいと思いますが、当然販売収入ということになると、1つ気になるのは、一体幾らぐらいで売れているのか。売却の金額も当然ここに影響するわけなので、まずそこら辺、分かる範囲で売却単価についてはどんなふうになっているかお伺いいたします。

（環境課副参事）お答えします。

減少した理由については、令和元年度と平成30年度の回収種別ごとの平均売却単価を比較すると、単価が下落しているため、販売収入が減少しております。衣類については若干増加しておりますが、アルミ、スチール、新聞、段ボール、雑誌、ペットボトル、紙パック、金属において単価が下がっており、特にアルミやスチール、新聞、段ボール、雑誌において大幅に収入が下落しております。単価につきましては、スチール缶についてはキロ当たり8.3円、アルミ缶については81円、ペットボトルについては3.4円、新聞については6.6円、雑誌については3.5円、段ボールについては5.5円、紙製容器については2.7円、布類については0.7円、金属類については8.1円となっております。

以上です。

（大塚）決算期ですから、12か月あるわけですが、その中で月々が分か

れば多分お答えいただけると思うのですけれども、いわゆるマイナス、逆有償というのですか、出してもお金にはならない、逆に処分費がかかるという、そういったときも1年間の中ではあったのでしょうか。どうでしょう。

(環境課副参事) その時期に応じて若干単価の上下はあると思われるのですが、瓶を除いての種別についてはほとんどマイナスというのはありませんで、瓶については逆有償というのが非常に年間を通して多いのですけれども、それ以外の種別については、種類によって価格の上下ありますけれども、プラスで年間収入が得られている状況になっております。以上です。

(大塚) コロナの影響でホームステイの時期が長く、うちにいても何もすることがなくて、あえて言えば大掃除の第2波として結構片づけをされた方が多いのだと。それによって恐らく可燃、不燃含めて資源物の出も多かったのかなと思っています。そこで今回質問として、売ったはずなのにどのぐらい、どんな理由で減ったのかが知りたくて質問をしたというのがこの中身であります。

続きまして、109ページに移ります。自治振興課の交通安全啓発事業がありますが、この中に具体的な事業名として載っておりませんが、埼玉県が義務とされている自転車保険の加入、これについては当然、立场上、促進という立ち位置にいると思うのですが、担当課のほうでこの自転車保険の加入促進について取組状況があればお伺いをいたします。

(自治振興課長) 平成30年4月に埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例が改正され、自転車利用者の自転車損害保険等への加入が義務化されました。市といたしましては、昨年度、市のホームページや「広報かがやき」への掲載、交通安全教室や街頭啓発キャンペーンにおいてチラシや啓発品等を配布するなど、自転車損害保険への加入について周知、加入促進に努めました。

以上でございます。

(大塚) 本来は100%入っていないといけないというのが原則なのでしょうけれども、なかなかそれも難しいのかなと思います。鴻巣市として

は、例えば加入していますかとか、していませんかと、いわゆるアンケートというのですか、調査というのは過去にはやったことはあるのでしょうか。

（自治振興課長）過去にはやったことはございません。
以上でございます。

（大塚）これは、鴻巣市が中心となってといいますか、県で条例化されているので、当然その一部を担う必要があると思いますが、今後できれば何らかの形で加入促進をさらに加速する、あるいは加入している状況等について調べるような行為を可能性としてできるかどうか、それはいかがでしょうか。

（自治振興課長）自転車保険の義務化、埼玉県はされておりますので、それをさらに加速させるためにどのようなことができるかはちょっと今後調査研究をしていきたいと思えます。
以上でございます。

（大塚）続きまして、117ページ、防犯灯管理であります。昨日の質疑でも一部出ましたので、それを含めて何点か伺います。
昨日の質疑の中では、ここでいう工事請負費については新規が58基、3地区それぞれ数字も挙げていただきました。全体の数が1万186基という内容だったと思います。まず、冒頭伺いたいのは、この1万を超える全体の基数、設置数なのですが、今現在これは全てLEDタイプであるかどうか、それはどうなっていますか。

（自治振興課長）全てLEDにはなっておりません。LEDの数としまして、LEDは9,336基、水銀灯が449基、ナトリウム灯など401基でございます。
以上でございます。

（大塚）今、数を挙げていただきましたので、ここに出ている中の別の、工事請負ではなくて、器具等修繕料ですか、これが計上されているのですが、この修繕という中身なのですが、一部の部品を交換する、あるいはそれ以外の何か具体的な、この修繕料の内容については、もし分かればお伺いをいたします。

(自治振興課長) 修繕料の内訳でございますが、まず修繕件数は93件ございました。内容は、球切れによる器具交換、あと日の照り、暗くなりましたら点灯しますので、自動点滅(P. 19「自動点灯」に発言訂正)器の交換、あともちろん電気でございますので、電圧を安定させる電圧器の交換、あと開発とか道路拡幅に伴いまして防犯灯を撤去いたしますので、それらで約168万の支出となっております。

以上でございます。

(大塚) どちらに含まれるか、これ最後の質問なのですが、例えば新規に設置をした場合、当然商品なので、必ずしも当たりとは限らない場合があるのかなと思うのです。当たりでないということは、外れの商品の中にはあるのかなと。例えば、つけたはいいけれども、どうしても本体自体が不具合が多くて、やっぱりこれ駄目だということもなきにしもあらずかなと。その場合に、具体的には今説明いただいた修繕の中に含まれるのか、それとも駄目なので、新規につけた工事、設置工事に含まれるのか、それはどういうふうな判断になっていきますか。

(自治振興課長) LEDが、つけたけれども、不具合が生じているというものにつきましては、修繕料で対応しております。

以上でございます。

(大塚) 次の質問に参ります。

131ページ、市民課の個人番号住基ネットワーク、いわゆるマイナンバーカードであります。マイナンバーカード、実は私も今年になって、遅くなりましたが、取得をいたしました。マイナンバーカードのまず原則というか、基本について幾つか伺いたいののですが、マイナンバーカードは発行してから半永久的に使えるわけではなくて、更新というのが多分あったと思うのですが、一般的には10年、年齢によっては5年、この解釈、理解、システムは変わっていないということによろしいでしょうか。

(市民課長) はい、現在もそのとおりになっております。

以上です。

(大塚) マイナンバーカードについては様々な捉え方があると思うのですが、私が現実に体験した話を、僅かな話なのですが、印鑑証明を取る

うと思ひまして役所の窓口へ行きました。そこで欲しいのですという話をし、細かいのですけれども、金額のことを確認したらば、1通発行手数料が200円かかりますと。そのときに一緒にお勧めいただいたのが、マイナンバーカードをお持ちでコンビニ交付であれば若干安くできますよと。発行手数料が。それを聞いて、ではせっかくのタイミングだから作ってみようというのが実は作ったきっかけなのです。マイナンバーカードをなるべく広く周知をしたいという思いがあると思うのですけれども、窓口とか、それ以外のところでマイナンバーカードを増やすための努力といたしますか、それらを含めて現在の取組状況を伺います。

(市民課長) 普及啓発としまして、昨年は11月から市民課及び吹上支所の市民グループの窓口において申請補助の支援を開始しました。さらに、11月から12月の土日には公民館等で、また2月には所得税の申告会場で支援を行ったというふうなことがあります。さらに普及をさせるため、今年度においては、公民館等への巡回や税の申告会場はもちろんなのですが、コロナの影響でイベントが軒並み中止になってしまいました。しかしながら、公民館と税の申告会場、それについては昨年度好評でございましたので、行う方向で考えております。また、今回補正の予算で計上させていただいたタブレット端末でございますけれども、これについては議決をいただきましたらその後購入をしまして、各公民館等へ設置をしまして、申請補助の支援だとか、そういったのを実施してさらなる普及啓発に拡大を図ってまいりたいと思ひます。

以上です。

(大塚) 一番最後の答弁の中で、ありとあらゆる場所といたしますか、満遍なく、漏れなくそういうお手伝いができる場所ということで公民館が出ました。もし公民館でそういった補助をするということになると、事前の補助の仕方、具体的なお手伝いの仕方等についても事前に研修なり、そこら辺を重ねてからの対応という理解でよろしいでしょうか。

(市民課長) 公民館等の職員とはもう事前の協議を行ひまして、こうい

ったので予定をしているので、今後研修等を重ねまして、窓口に来たら申請補助をお願いしますといった体制は整っております。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)



(開議 午前10時18分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

環境経済部長より訂正の申出がありましたので、許可いたします。

(環境経済部長) 先ほどの菅野委員の答弁に対しまして、国土交通省のことを建設省と発言しましたので、訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) 以上、訂正ですので、よろしくお願い申し上げます。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、自治振興課長より訂正の発言がありましたので、許可いたします。

(自治振興課長) 先ほど大塚委員の質疑の中で、防犯灯の答弁のところを、「自動点灯」と言うところを誤って「自動点滅」と言ってしまいました。訂正をお願いいたします。よろしくお願い致します。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(大塚) 残り24分です。頑張ります。167ページ、国保年金課、後期高齢者保養施設助成事業についてであります。今回の決算額は約240万円、予算ベースでは300万円が計上されていきました。前回、前期の決算では225万円なので、金額的には決算ベースでいくとそんなに大きな変化はなかったものと理解をしております。

そこで伺いたい内容ですが、近年の傾向と今後の見込み、あるいは対応についてはどのようなになっているかを伺います。

(国保年金課長) それでは、お答えさせていただきます。

まず、保養施設の利用者数でございますが、平成29年度が858人、平成30年度が752人、平成30年度につきましては、国保連合会の会計に合わせるため10か月の支出となっておりますので、29年度に比べて大幅な減少とな

っております。令和元年度につきましては、800人ということございまして、近年の状況を見ますと大体700から800人台で推移をしております。以上です。

(大塚) 800人程度の人数、利用者ということではありますが、当初見込んでいたといたしますか、目標値等がもしあれば、それに対してどのぐらいの充足率、大体このぐらいの数字で折り合いがついているのか、そこら辺、当初の見込みとの比較ではどうでしょう。

(国保年金課長) 見込み率ということですが、当初予算のほうで300万円というふうな形ですので、執行率としては8割ということになりますので、今後も高齢者の方の外出の支援の一助になりますので、引き続き事業として継続をしていきたいというふうには考えております。

(大塚) もし分かればですが、利用される方の中には恒例的に、毎年のように利用する方もいらっしゃるでしょうし、スポットといたしますか、時折の方もいるのだと思うのですが、そこら辺、傾向としては比較的よく使われているという方が多いのでしょうか。そこら辺はどうでしょう。

(国保年金課長) 委員のおっしゃるとおり、やはり毎年使われている方については引き続きというか、毎年利用されている方というのが多いかなというふうには思っております。

以上です。

(大塚) 次の質問です。275ページ以降様々な事業が計上されております。農業支援という意味では、花き生産であったり、認定農業者育成であったり、新規就農総合支援であったり、いろんな事業が計上されています。総括して、農業支援に対してどのような考え方を対して対応しているのか、これについてはいかがでしょうか。

(農政課長) 農政課所管の農林水産業費でございますが、花き産地生産支援事業、認定農業者育成事業、新規就農総合支援事業など35事業に取り組んでまいりました。農業者への支援事業といたしましては、花き産地生産支援事業として花組合に対する補助金の交付や、台風19号の影響で被害を受けた農業者に対し被害農作物の回復等に要する経費などを支

援させていただきました。また、これは被災農業者の継続的な営農支援へとつながっていると考えております。また、農地活用促進事業では、担い手への農地集積、集約化を進めたところ、新たに寺谷地区が取組を検討していたため、令和2年度取組に向けた説明会を開催したことにより、さらなる農地の集積率の向上が見込まれました。また、農地耕作条件改善事業では、担い手への農地の集積、集約化を加速させるため畦畔撤去による圃場の区画拡大や均平化を実施したことにより、耕作条件が向上しました。このような事業は、農道や水路などが良好な状態に維持されていなければ営農ができないため、土地改良施設を維持する事業である多面的機能支払交付金事業や土地改良区補助事業などにも取り組んでまいりました。また、今後実施が予定されている公共事業などを見据えての取組でもあります。その結果、本市の農業振興や担い手育成などに大きな成果があったと考えておりますが、現在農業者の高齢化や後継者不足、離農などが懸念されているため、今後も地域の担い手への農地の集積、集約化を積極的に進め、良好な営農環境を確保してまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）農業支援イコール農作物の収穫のためというのが最終的な目的であるわけですが、物を作るということについて、いろんな環境を整えるために、今答弁があったように35関連事業があるということは理解しております。1つ気になるのは、作るということについては様々な形で支援をしているというのは分かるのですが、できたものに対して、いわゆる農作物が出来上がったものに対して、その後どうやって販路ですとか、販売方法を支援するかということも私は同じくくりの中で考えるべきかなと思っています。

そこで質問ですけれども、例えば取れたものをそのまま販売に移すのが一番手っ取り早いのですけれども、物によっては手を加えた加工品として商品価値を高めるというのも一つの捉え方かなと思います。そこら辺の点について、いわゆる食品としての加工、これらについては現在もしくはこれから何か手だて、対策等があるのかどうか、この点はいかがで

しょうか。

（農政課長）収穫された作物につきましては、基本的には自家消費用と販売目的用というふうに分類されると思います。今のご質問につきましては、販売用の活用方法として食品加工用はどうであろうかというようなどころでございました。これらにつきましては、市独自の事業を活用してというのはなかなか難しい側面もありますので、国または県の事業と併せて活用し、こういった事業に取り組める農家がいるとするならば、そういった方たちと協議、検討して進めてまいりたいと思います。以上です。

（大塚）具体的にこの事業とは直接には結びついていないのですが、先ほど質問に出たような道の駅整備プロジェクト等ともぜひタグを組んでいただいて、どのような形で取り扱い、どのようなところに力を注げばいわゆる道の駅に並べられるような、そのままもしくは加工品も含めて農産物が皆さんに喜んでいただける、そういう形をぜひ目指すべきだと思いますので、大いに今後に期待をしたいと思います。

続きまして、293ページ、商工観光課、観光振興事業であります。実は全く同じ質問をこの事業に対していたしました。前回は、観光大使あるいは観光案内ボランティアというそれらの活動について状況はどうでしょうかということをお伺いしました。同じ質問になりますが、観光大使、観光案内ボランティア、これらこの決算期における状況についてお伺いをいたします。

（商工観光課長）まず、観光大使でございますけれども、現在市のメインキャラクターでありますひなちゃんをはじめ、17名の皆さんが引き続き活動していただいているところです。昨年度9月の常任委員会での報告の後、9月の29日、市の若手職員政策研究事業において開催された筋肉の宴にて、プロレスラーの丸藤正道さんらプロレスリング・ノアによる凱旋試合が行われております。また、10月20日のおおとりまつりには、講談師の神田鯉風さん、パーカッションのはたけやま裕さん、マラソンランナーの服部翔大さん、歌手の三里ゆうじさん、シンガーソングライターの美根ゆり香さん、朗読家の平山八重さんら観光大使の皆さん

にパレードとともに式典に参加いただいております。歌手のさくまひできさんにおかれましては、フラワーバレンタインやびっくりひな祭りオープニングにてミニライブ等を実施していただいております。その他観光大使の皆さんにはSNS等で鴻巣の魅力等を積極的に発信していただいているところです。

引き続き観光案内ボランティアについてご報告させていただきます。観光ボランティア鴻巣ガイド会には、現在29名の皆さんが登録しております。令和元年度の活動実績としまして20件、ガイドを受けたお客様は1,046人と伺っております。また、こうのす花まつり、びっくりひな祭りに合わせたJR駅からハイキングでの寺社仏閣でのガイドについてもご協力いただいているところです。鴻巣ガイド会では、常光地区を巡る歴史発見などを開催するなど、積極的に事業に取り組んでいるというふうに伺っております。

以上です。

（大塚）観光大使、またボランティアの活動状況については理解をしたところであります。今現在把握、掌握をしている観光資源というのもこれで終わりということではなくて、当然これからのこともあるものだから、それらの発掘というのも非常に大事な要素かなと思います。人的なもの、地理的なもの等々、様々な形態はあると思うのですが、改めて観光資源の発掘、これらについての取組状況を伺います。

（商工観光課長）新たな資源の発掘という形になりますと、なかなか正直言って、既存のものをさらに掘り起こすというのでしょうか、そういうような形でやはり進めていくのがまずは即効性があるというのでしょうか、というような形だと思っております。先ほど常光地区を巡る歴史再発見ツアーを鴻巣ガイド会さんのほうで実施されているというふうにちょっとお話しさせていただいたのですが、鴻巣ガイド会では新たなそういったツアーガイド等を行うことによって新たな資源の発掘に積極的に取り組んでいるということを行っているというふうに伺っております。あわせて、観光資源については観光協会に積極的に働きかけと、また支援等を行っていただきたいというふうに考えております。

以上です。

（大塚）最後の質問です。339ページ、危機管理課、防災意識向上事業であります。ここに計上されている印刷製本という項目がありますが、印刷物の具体的な内容、どんなものを印刷しているのか伺います。

（市民生活部参事兼危機管理課長）多くの方が防災マップの配布を希望されておりましたので、新たに増刷をいたしました。増刷の部数が1万部で、72万6,000円となっております。窓口で配布をしておりますけれども、あと公共施設でも設置いたしまして、配布をしております。物がこちら、緑色の表紙の以前作った防災マップ、こちらを配布しております。以上です。

（大塚）防災マップ、数年に1度、当然中身の改定等が行われると思うのですが、防災マップの今とこれからについてはどのような予定になっているのでしょうか。

（市民生活部参事兼危機管理課長）現在見ていただきました緑色の表紙は、200年に1度の雨を想定している洪水ハザードマップが載っているのですが、本日納品予定の新しい水害ハザードマップ、今度は水害ハザードマップを作成をしましたが、こちらは1,000年に1度の雨を想定いたしましてハザードマップを作成いたしました。

以上です。

（大塚）当然時代といいますか、時間とともに中身が変わっていくのかなというのは十分理解ができるところであります。今の答弁の中で、必要に応じて配布をしている、あるいは市民の意識の中で、あるはずなのになかなか見つからなかったり、様々な心配事がある中で、マップありますかという問合せは結構あるのかなと思いますが、当然本庁にも担当課にもあると思うのですが、吹上、川里支所も地域の中心でありますので、両支所の中でそのマップに対する問合せ、あるいはマップを取りに来たかどうかも含めて、状況が分かればお伺いをしますが、両支所いかがでしょうか。

（吹上支所副支所長）お答えいたします。

災害に対する備えということで本市が各戸配布したマップですが、昨年

の台風19号の後、特に吹上地域では吹上地域及び北鴻巣地域にお住まいの方が、家に見当たらないということで、窓口に約60件ぐらい取りに来られております。

以上でございます。

（川里支所副支所長）川里支所におきましても同様で、近年の災害の被害の大きさから関心が高いと思っております。先日も窓口に来られたお客様もおられましたので、月に、正確な数字は取っておりませんが、数件はあるようです。

以上です。

（金子）それでは、質疑をさせていただきます。

まず、歳入、ちょっと歳入歳出かかるところがあるので、関連をして答えていただきたいのですが、まず17ページ、農政課、森林環境譲与税のところなのですけれども、こちら今までのやり取りの中でも、使途について、取りあえず基金にまずは今入れているという状況で、使途については、学校のベンチだったりとか、そういう木材を利用したものに今後検討していくというような答弁を今までの委員会でもされていたかなと思ったのですが、具体的に使途が決まったかどうかお伺いします。

（農政課長）これまでにつきましては、先ほど申されたとおり、公共建築物等の木質化を想定したということで答弁させていただいております。今年度、庁内各課に対しまして意向調査を実施させていただいたところ、総合政策課と教育総務課から回答がありました。おのおの内容でございますが、総合政策課につきましては、にぎわい創出交流拠点整備事業の内装としてございました。教育総務課は、小中学校の教室の机、椅子の購入、特別室である理科室や図工室の机や椅子の購入との回答がありました。来年度の予算編成に当たりまして総合政策課に確認をさせていただいたところ、大規模な木質化は行わないというような返事をいただいたことにより、この譲与税は使う予定はありませんというような返事がありました。また、教育総務課につきましては、継続的な予算獲得に向けた事業計画書を作成し、財政課と協議を行い、現時点においては来年度以降計画的に小中学校の机や椅子などの備品を購入する予

定ですが、他課から、教育総務課以外からまた新たな申出も想定されている状況の中、随時そういった申出があれば財政課と教育総務課などと協議を行いながら計画的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）今の答弁ですと、基本的には担当課としてこう使いますよではなくて、全庁的にアンケートを取って、こういう目的で使うことができるので使ってくださいみたいな形で、必要があればこの財源の中から出していくという方針なのかなと思ったのですが、その方針をずっと続けていくのか。ほかの市だと、前も言いましたけれども、結構担当課として、秩父に土地を、ちょっと一緒に森林整備してCO₂削減とかやったりとかをされていますけれども、そういうスタイルではなく、全庁的にアンケートを取る方針なのかお伺いします。

（農政課長）現時点におきましては、市内での税金の投入というか、目的に沿った税の使い道についてですが、そういうふうに必要となるものがあるとするなら、まずはそちらを優先して対応してまいりたいというふうに考えています。また、そういった計画があれば、随時そういった市町村、あるいは他市との連携を取りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（金子）分かりました。

そしたら、23ページ以降、ちょっとすみません、いろんな課にまたがる話だと思うのですが、自動販売機の設置使用料についてなのですけれども、今把握されている中で自動販売機の台数というのは何台ぐらいあるのか。あと、売上げの何%が入ってくるとかそういう契約になっているのかどうかお伺いします。

（自治振興課長）自販機の台数につきましては、4台ございまして、市民活動センター、本町コミュニティセンター、ふれあいセンター、市民センターに1台ずつあります。委員ご指摘の何%ぐらい入ってくるのかというお話なのですけれども、市で計上しております歳入は、自販機の

売上げに応じての収入ではなくて、自動販売機を設置させている使用料として電気代と土地使用料、建物保険料を設置者からいただいております。

以上でございます。

(金子) 分かりました。

そしたら、また続いて23ページ、コミュニティセンター使用料、市民活動センター使用料というところで公共施設の利用料についてお伺いしたいのですが、昨年値上げがあったと、料金改定があったというところで、ちょっとコロナで何とも言えないとは思いますが、料金改定があった後、影響がどれくらいあったのかお伺いをします。

(自治振興課長) 3月のコロナウイルスの影響により、委員ご指摘のとおり、ちょっと前年対比というのは本当にできませんが、値上げの影響により、事務担当者に市民の声を取るように指示をいたしました。その中では、取りあえず利用回数を抑えているとか、あと利用料が高いというご意見はいただいております。

以上でございます。

(金子) 分かりました。

そしたら、続いて27ページ、放置自転車等撤去保管手数料というところで、ほかの委員ももう質問をしておりますので、私からは取締り方針というところをお伺いをしたいのですけれども、今どのような方針の中で、どういう人が巡回をしてとか、月に何回やってとか、そういう方針があるかどうかお伺いをします。

(ちょっと休憩。すみませんの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時43分)



(開議 午前10時43分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 取締り方針なのですけれども、特に方針というのはございませんが、鴻巣市自転車駐車場の整備及び自転車等の放置の防止に

関する条例の放置自転車の処置という中で、公共の場所に自転車等が放置され、良好な生活環境が阻害されると認められるときは、当該自転車等にあらかじめ撤去する旨の警告をした後、なお自転車等が放置されているときは当該自転車等を撤去するという規定がありますので、それが委員ご指摘の方針になるのかなと思います。それで、放置自転車の対策としまして、シルバー人材センターに週2回から3回にかけまして、鴻巣3駅、両サイドですね、東、西、南、北の6カ所で週2回から3回、シルバー人材センターのほうで巡回をしております。自転車の撤去につきましては、市民からの通報、鴻巣警察署からの通報に基づいて撤去をしております。

以上でございます。

(金子) 最後に、昔と比べて相当駅前の放置自転車ってなくなったかなという体感をしているのですけれども、そういう認識で、実際数字とかで何かあったりしますか。

(自治振興課長) 駅前での民間の駐輪場をはじめ、公益の駐車場も整備されてきましたので、そういった部分では放置自転車はなくなってきているのかなと思います。

以上でございます。

(金子) 続いて、33ページの自衛官募集事務委託金というところで、先ほど前任者の中で応募というか、鴻巣市からの採用数というのは答弁があったと思うのですけれども、以前ちょっとあるところで聞いたのは、鴻巣で結構自衛隊の方に協力をしていただいてやっているイベントなんかをしたときに、今年もお願いしますよみたいな話をしたときに、いや、鴻巣さんからの応募がゼロなので、ちょっとみたいな話が若干聞こえてきたのですけれども、先ほどの答弁を聞くと鴻巣から採用があるというところなのですけれども、応募自体は把握していないということなのですが、この応募数と住所が鴻巣にある人の採用数が違う場合というのはあるのですか。ほかの市から出ていたりとかすることもあるのですか。応募だけ。

(市民生活部参事兼危機管理課長) その情報は把握しておりません。

(金子) では、続いて35ページ、バスのバリアフリー化支援事業補助金のところなのですが、こちらも以前の議会の答弁とかでいろいろあったのであれなのですが、ノンステップバスの補助金だと理解をしておきまして、そうした場合、介助者なしの車椅子の方への対応というところで、多分フラワーバスとかって自動でびいっと上がるようなシステムではなく、スロープを出してあげるシステムだと思うのですが、昔と比べてさらにスロープは渡りやすくなるようなものなのではないでしょうか。

(自治振興課長) 従来のバスにつきましては、地面から83センチの高さがありました。それで、時代が変化して、次にワンステップバスということで地面から53センチまでの高さに改修されています。それで、今度のノンステップバスにつきましては、地面から30センチの高さまでのステップになりました。さらに、車体の調整装置で5センチ下がるという形になっております。それとあと、常時車椅子用のスロープも常備していますし、車椅子専用のスペースも設けているというところがございます。

以上でございます。

(金子) 今の答弁、あとはフラワーバスの利用規約にも書いてありますので、大丈夫だとは思いますが、以前介助者なしの車椅子の方が乗車拒否をされたということは何度か耳にしているのですが、それはないように指導をされていると、今後もしていくという認識でよろしいでしょうか。

(自治振興課長) もちろんそのようなことがあれば運行事業者に市からきっちり指導をすると。やっぱり住民に寄り添ったサービスを提供すべきだと思っていますので、ちゃんと指導はいたします。

以上でございます。

(金子) では、続いて39ページ、合併処理浄化槽設置整備事業費奨励交付金についてなのですが、新規で合併処理浄化槽に単独槽から移行をされた件数が分かれば教えてください。

(環境課副参事) 令和元年度の新規設置者数につきましては、37基となっております。

以上です。

（金子）昨年、一般質問で公共浄化槽という考え方を埼玉県としては持っているよと、ただ地域柄、いろんな地域があるので、それが鴻巣に合うかどうかは今後調査研究をしますという答弁をいただいていたのですが、どんな調査研究をされたのか、またそれによって考えがどう示されるのかお伺いをします。

（環境課副参事）公共浄化槽の設置を導入している県内の市町村についてですけれども、令和元年度につきましては10市町村1組合での導入となっております。本市では、公共下水道の整備が完了していない中、公共浄化槽設置の導入については検討課題が多いと認識しており、今後も引き続き国や県の動向を注視しながら、さらに調査を進めてまいります。以上です。

（金子）さらに調査をするということなのですが、正直な話、難しいのかなと思っているのですけれども、もしそれが答えられれば教えてください。

（環境経済部長）現実には、例えば公共下水道をやめて公設の浄化槽に替えるということも実は可能なのかもしれません。そうなると、実は都市計画区域内の都市計画税を払っているところからやっていくということなので、違うところ、要するに農村部だとか村部とかのを入れ替えるということにはつながっていかないところがちょっとあるのです。でするので、県内で恐らくやられているところというのは、例えば公共をやっていないとか、そういうところはまさしくここに入っていけば公共に代わる合併浄化槽が増えていくのですけれども、鴻巣の場合、もしくはそれなりに公共下水道をやってまだ範囲が終わっていないところに関しては難しい状況がちょっと考えられます。

それと、新規の設置数を先ほど副参事のほうで答えましたけれども、新設で新しく家を造った、家というのは最初から合併浄化槽を入れるので、それは入っていないです。それはこの対象ではないので。最初からもう家を造ると、合併浄化槽を入れるということが最初から決まっていますので、それは入っていない数字になります。

以上です。

（金子）では、続きまして99ページ、歳出いきます。花のコミュニティづくり事業と花のボランティア育成活動事業、またがったの質問なのですが、まず事業の概要をもう一度教えてください。

（商工観光課長）花のコミュニティづくり、花のボランティア育成活動事業ということでご質問いただいておりますが、まず最初に花のコミュニティづくり事業の概要についてお話しさせていただきます。

花のコミュニティづくり事業ですが、市内の公共施設、公園等に花の植栽、維持管理を行う団体に補助を行い、花を通じて地域コミュニティづくりを促進するとともに、花を楽しめる場所を目的とともに、花を楽しめる場所を増やすという事業とまざっております。

次に、花のボランティア育成活動事業ですが、花のボランティアによる公共花壇への花の植栽、管理を行い、ボランティア活動を通し地域のコミュニティづくりを促進するとともに、花のまち鴻巣のPRを行う事業となっております。

以上です。

（金子）そしたら、ボランティア数の推移を教えてください。

（商工観光課長）花のコミュニティづくり事業のほうですが、こちらは植栽維持管理を行う団体への補助という形になっております。こちらにつきましましては、令和元年度実績で15団体となっております。15団体につきましましては、昨年と比較しまして増減等はございません。

次に、花のボランティア育成活動事業のほうですが、こちらにつきましましては、活動人数については延べ約800人（P. 38発言の訂正あり）の方が活動されているということでございます。

以上です。

（金子）では、そしたら次、263ページの環境課、可燃不燃ごみ収集運搬事業の毎度おなじみのごみ分別アプリの質問をさせていただきたいのですが、これ昨年の9月、今年の3月の委員会の決算予算でも質問させていただいていましたと。改めて3月以降の新規ダウンロード数を、3月から今日現在までの新規ダウンロード数を教えてください。

(環境課副参事) 4月から8月までの新規ダウンロード者数につきましては、1,632件になります。

以上です。

(金子) そしたら、合計は何件になります。5,000件を超えたということですか。

(環境課副参事) 8月末時点で5,930件になります。

(金子) これは結構な伸び、半年で伸びたかなと思うのですが、何か特別なことをやられたのでしょうか。

(環境課副参事) 特別な周知は行っておりませんが、やはりコロナウイルス感染症の関係もありまして、すぐにごみの出し方とか、そういったものにお悩みの方が結構いらっしゃって、活用が増えたのかなと認識しております。

以上です。

(金子) であれば、すごくこれから、結構必要だと感じる市民の方がいっぱいいらしゃったのだなという認識をしたのですけれども、以前から言っているように、ごみ分別アプリのお知らせのところの更新が、今回でいうと4月30日から更新をされていませんと。ごみ分別アプリなので、ごみの話題なんかないよという話だとは思いますが、以前も言いましたけれども、別にごみの話題だけではなくてもいいと思っていて、コロナの話題、あとは環境課で取り組んでいる事業の周知だったり、せっかく5,000、約6,000人いるわけですから、しかもプッシュで通知ができるのですよね。通知があれば、ぴこんってスマホに入って、何だ、これって見るわけですから、そういう周知をしてほしいということを再三申し上げているのですけれども、やられていない理由と、やる方針があるのかお伺いします。

(環境課副参事) 鴻巣ごみ分別アプリ「エコノス」につきましては、ごみの分別やごみの出し方についてお悩みの方がいた場合に解決するものでありまして、利用される方が自ら登録していただいて、活用していただくものと考えております。市からの情報については、別に環境課のライン等もありまして、そちらについてはその都度発信をさせていただ

ておりますので、ごみの分別アプリについては、環境課のラインと併用しながら活用していただけるよう周知をさせていただければと思っております。

以上です。

（金子）ということは、方針として、ごみ分別アプリで別に広報とかはやらないよというように聞こえるのです。どう考えても、今環境課のラインって1,000人しかいないのです、利用者数が。1,000人ちょっとぐらい。こっちは6,000人ということは、ラインでやるのか、こっちでやるのか、どっちが効率がいいかっていったら、こちらで周知したほうがよっぽど効率がいいと思うのです。それって広報的な考え方なので、ちょっと環境課として専門ではないかと思うのですが、そういう工夫が今後必要になってくるかなと思っております。コロナで特に情報というものは必要な時代でございますので、かといってツイッターは4,000人しかいない。ホームページなんかわざわざ見に行かないってなったときに、どんな手段でもいいからアプローチをするという考え方が必要だなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

（環境課副参事）委員ご指摘のとおり、ラインのほうは1,000件に満たないような登録者数になっておりまして、アプリのほうは約6,000人近い登録されている方がいらっしゃると思いますので、今後定期的に更新をしていくよう、こちらで努力していきたいと思っております。

以上です。

（金子）見ておりますので、よろしくお願いたします。

そうしましたら、続いて279ページの道の駅整備事業についてお伺いをします。全協で以前、マップというか、全体像が示されておりまして、全体像を把握したところではあるのですが、今回ターゲットが子どもと女性というところで、以前から子ども向け、女性向けのスペースというものもしっかりコンテンツ化してほしいという話をしていたと思うのですが、どんなスペースが入るのか。ちょっとちっちゃいなと思ったのですが、具体的に進展があれば教えてください。

（道の駅整備プロジェクト課長）それでは、お答えいたします。

先日の全協の中で整備計画の概要を説明させていただきました。その整備計画では、道の駅の建物内に親子または子ども同士で遊べるキッズスペースを整備する計画となっております。キッズスペースの具体的にどのようなものになるかというのは、現時点ではちょっと未定となっておりますが、建物全体の配置を検討する中で決定していく必要があると考えております。また、建物内の配置につきましても、その大部分を直売所などの収益部分が占めることから、行政が弱い部分に管理運営者の持つノウハウを取り入れていきたいと考えております。キッズスペースの具体的な内容につきましても、同様に選定した管理運営者の意見のよいところを取り入れながら検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

（金子）これからしっかりとしたコンサルの方が入られるということなので、大丈夫だと思うのですが、一応収益部分と、キッズスペースは恐らく今収益部分ではないのかなという話だと思うのですが、キッズスペースも含めて収益部分にしてしまえば、そこに入ってくる、前も言いましたけれども、戸田競艇のあのすごいところがあるわけですから、あれとかもわざわざあそこに来る子どもたちがいるわけですから、ちょっとそういった考え方ももしかしたら今後出てくるのかどうか、可能性が少しでもあるのかどうかお伺いをします。

（道の駅整備プロジェクト課長）先ほどの質問にお答えさせていただきます。

基本的に、先ほど申したようにキッズスペースの具体的にどのようにするかというのが現時点では定まっておりません。これにつきましても、収益部分を含めて今後管理運営する中で、そういった指定管理者とともにどういうものが一番適切かを検討していきたいと思っております。

以上です。

（金子）では、そうしましたら、続いて287ページの工業活性化事業についてなのですが、企業誘致奨励金の使用用途についてお伺いをします。

（商工観光課長）企業誘致奨励金の使用用途と結果でございますけれども、これは産業の振興や雇用機会の拡大に寄与することを目的として、

鴻巣市企業誘致条例に基づき2つの奨励金を交付するものとなっております。まず、1つ目ですが、施設設置奨励金ですが、事業所を新設、増設、移設等をする場合に、当該事務所や取得した土地の固定資産税及び都市計画税に相当する額を事業所の事業開始の日の属する年度の翌年度から3年度分に限り交付するものとなっております。ただし、各年度の上限は1,000万円となっております。

次に、雇用促進奨励金ですが、市内に住所を有する者のうち、施設設置奨励金の対象となった事業所で、事業の開始の日から新規に常時雇用された従業員が事業の開始日から起算して1年を経過した日において引き続き市内に住所を有し、かつ継続して雇用されている場合、1人当たり30万円を1回に限り交付するものでございます。こちらにつきましては、上限は900万円となっております。

いずれの奨励金も鴻巣市への企業誘致を目的として実施しているものですが、昨年度は施設設置奨励金を4社に、雇用促進奨励金を1社に交付しております。交付件数は30年度と比べ減少しましたが、毎年度新規の申請をいただいている状況で、平成23年度の制度実施から15事業者への交付を行っております。

以上です。

(金子) 今ちょっともう一度理解をしたいのですけれども、これは外から新規に入ってくる人だけではなくて、今もう事業を営んでいて、例えばさっきの雇用の話ですと、営んでいて、新たに新入社員を迎えるというときも出るお金なのですか。

(商工観光課長) はい、おっしゃるとおりでございます。

(金子) そしたら、さっきの施設の設置のほうは4件ということだったのですが、これは新たに鴻巣で事業を始めた人なのか、それとも単純な移転等での補助なのかお伺いします。

(商工観光課長) 富士電機さんですか、これまでの実績として、その中の子会社が新たに事業を増設等した場合にもお出ししているものもありますし、例えば最近でいいますとシードさんですか、日本フェルトさんなんかにも、シードなんかにつきましては研究所の2号棟を作製す

るところでお出ししているものがございます。

(金子) そうしましたら、293ページの観光協会支援事業についてお伺いをします。

先ほど前任者も話がありましたが、市と観光協会は対等な立場だと思うので、事業経営とかに口出すということはできないと思うのですが、逆に言うと市側のリソースを使って協力をするのはやるべきではないかなと思っています。今観光協会さんのほうでも頑張っただけで、鴻巣エール飯の周知だとかいろいろやって、ツイッター、インスタ使っているいろいろやられているとは思いますが、ただフォロワーの推移というのがなかなか難しいかなと。鴻巣市のほうがまだ多いというところで、相互に連携をさせてお互いのフォロワーを増やしていくというか、そういうやり方みたいなのは検討されないのでしょうか。

(商工観光課長) 今SNS等の情報発信というのが非常に重要であり、今注目されているというところは認識しております。双方の協力の下、フォロワー数が増えていくように、今後協会と検討等行ってまいりたいと思います。

以上です。

(金子) 続いて、293ページの観光振興事業についての125万5,078円、これの……すみません。観光振興事業について、もう一度事業内容を教えてください。

(商工観光課長) 観光振興事業につきましては、市の観光事業を総合的にPRし、市のイメージアップを図るため、職員の旅費ですとか、需用費、役務費等の費用が主となっております。需用費の中では、現在16名の観光大使を任命しておりますけれども、そちらの方たちが活動する際の観光大使名刺印刷代ですとか、コロナの関係で中止になりましたが、皆野町の人形浄瑠璃のチラシ印刷代などの費用が主となっております。観光振興事業としましては、観光協会等の協力の下、今後も進めていくような形だと思っております。

以上です。

(金子) 総合的な事業というところなので、このほかにもいろんな予算

があって、総合的に観光振興ということなのでしょうけれども、額だけ見ると125万円というのはなかなか少ない金額なのかなと。この金額で市のことを全体的にアピールをしようとするとなかなか厳しいのではないかなと思っているのですけれども、この予算規模についてどのような見解を持っているのかお伺いします。

（商工観光課長）委員さん先ほど申されたように、市のPRとしましては総合的に行うべきもので、それぞれの事業ごとにそれぞれの目的ですとか趣旨に基づいて行っていると。その中の、どちらかというところ、この観光振興事業につきましても、庶務的なところも含めた費用づけというふうはこちらのほうでは認識しているところでございます。当然125万円は、振興という意味では少ないというところは当然印象としてお持ちだと思えますけれども、今後もそういった総合的な形から今後の市の観光振興について努めてまいりたいと思っております。

以上です。

（金子）そうしましたら、最後になります。339ページ、危機管理課の防災意識向上事業というところで、こちらは昨年、防災訓練のときですか、台風の直後だったと思うのですけれども、19号の終わった後の月末とかの防災訓練だったと、次の月か、の防災訓練で、1枚情報発信が、取得先が分からないという声を受けてビラを作られていたと思うのです。防災行政無線のメールサービスだとか、電話サービスだとか、あと市のSNSとか含めて1枚で作られていたと思うのですけれども、あれってあのときしか見ていなくて、その後もたしか何かの答弁の中でいろんなところでああいう啓発をしていきますみたいなのがあったと思うのですけれども、あの1回しか見ていないのですけれども、どこに行ってしまったのか、どういう活用をされているのか教えてください。

（市民生活部参事兼危機管理課長）作成いたしました災害用の情報収集手段のビラ、こちらにつきましては、1月に行いました消防団の出初式で来場いただいた方に配布をさせていただきました。また、危機管理課で出前講座の要望を受けて出前講座をやっておりますけれども、その中に参加された方に配布をさせていただいております。内容は、御覧いた

だいていると思うのですけれども、防災行政無線のメールサービス、電話応答サービス、それと埼玉県央広域消防本部の災害自動案内、火災等あった場合に電話で情報を聞くことができること、それからコミュニティFMラジオ、フラワーラジオの案内をさせていただいております。以上です。

（金子）すごくいいピラだと思うのですけれども、今後もしろんな場所で、例えば防災訓練以外のところでも、例えば公民館の入り口に設置をするとか、ぜひ市民の皆さんに知っていただきたい情報が盛り込まれているものなので、そういったような対応をする方針があるのかお伺いをします。

（市民生活部参事兼危機管理課長）先週も九州に近寄った台風10号の後、やはり多くの市民の方がハザードマップないかということでお問合せをいただいて窓口に取りに来られたりしております。防災の意識大変高まっておりますので、そういった機会を逃さずにこういった情報を発信する必要があると思いますので、公共施設に置かせていただくということと、それから毎年自治会長さんや自主防災会長さんを対象とした講演会等をやっておりますけれども、そういう防災意識の高い方にもこういった情報を発信いたしまして、多くの皆さんにその情報が伝わるようにちょっと工夫をしてみたいと思います。

以上です。

（商工観光課長）すみません。先ほどご質問の中で花のコミュニティづくり、花のボランティアの人数推移ということでお答えさせていただきましたが、言葉足らずなところがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど延べ約800人というようなところで述べさせていただきましたが、こちらにつきましては、花のコミュニティづくりの団体数の中の活動人数が約800人、花のボランティアにつきましては、平成30年度が134名、令和元年度が141名のボランティアの方が登録し、活動しております。7名ほどボランティアの方が増えているという推移になっております。訂正のほうお願いいたします。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 2点にわたりまして反対討論をします。詳しくは本会議場で行いますので。

1点は、自衛官の募集事業についてです。中東地域の緊張の高まりを理由に、自衛隊の派遣を政府はこのたび閣議決定しました。オマーン湾やアラビア海北部、またマンデラ海峡東側のアデン湾の公海において、海賊対処に当たっているP-3C哨戒機2機、これは定員60名と、新たに派遣する護衛艦1隻、たかなみ、定員200名による情報収集を行っています。派遣期間は1年間、19年12月27日から20年12月26日で、延長する場合は再度閣議決定を行うということです。派遣にかかる費用として、19年度は予備費から5億円を支出し、20年度は47億円を計上しています。政府は、派遣の根拠を防衛省設置法4条の調査及び研究としており、なし崩し的に自衛隊の海外派遣を拡大するものです。閣議決定では、任務遂行のための武器使用も可能な海上警備行動の発令も想定しており、憲法違反の武力行使に至る危険性があります。今回の自衛隊派遣は、イランとの対立をエスカレートさせているアメリカの我々と連携するよう求める、これはトランプ大統領の要求に応えるものです。政府は、特定の枠組みには参加しないとこれまでも言明していますが、自衛隊が得た情報は米軍と共有します。そのために有志連合の司令部もあるバーレーンのアメリカ中央海軍司令部に連絡要員1名を派遣しています。自衛

隊の活動は、アメリカ主導の軍事作戦の一翼を担うものにほかなりません。そもそも中東地域で緊張が高まったのは、アメリカが一方的にイランとの核合意から離脱したことが発端です。日本政府は、日本国憲法に反する自衛隊の派遣を撤回し、アメリカに核合意への復帰を求める真剣な外交努力こそ行うべきです。この点を指摘し、まず1つで反対をいたします。

それから、観光協会への決算についてです。観光協会の決算で、最終的に350万3,347円がマイナスという状況で観光協会が終わっているわけです。鴻巣の観光を担う協会ですので、コロナ禍の下でも活動ができるようにきちっと本来財政措置をすべきであると思いますので、今後の展望を述べて反対討論とします。（P.41発言の訂正あり）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

（なし）

（委員長）これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第76号 令和元年度度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手多数）

（委員長）挙手多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり認定されました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時20分）



（開議 午前11時50分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで菅野委員から発言の訂正について申出がありましたので、許可いたします。

(菅野) 先ほどの討論に付け足しをします。今回の討論は、2020年3月の議会と自治体を参考の資料ともいたしました。

以上です。

(委員長) ただいまの訂正の発言について許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の訂正は許可されました。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

次に、議案第73号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 8ページ、9ページの県支出金(国民年金課)、特別調整交付金(市町村)の44万円でございますが、昨年の9月の補正予算では県繰越金という名称で320万ほどなっておりましたけれども、これ基本的なことをちょっとお聞きするのですけれども、今回との違いはどのようなものなのか伺います。

(国保年金課長) お答えいたします。

昨年の県繰入金323万2,000円につきましては、旧の県のほうの特別調整交付金になります。国民健康保険の事業の健全な運営を推進する事業に対して交付されるものということで、昨年度は徴収対策としましてペイジーの口座振替受付サービスの導入に伴う県の補助金ということで交付のほうを受けております。今回のものについては、旧の国のほうの特別調整交付金ということで、国から県に交付されて、市町村のほうに配分されるものというふうになっております。

以上です。

(永沼) 確認ですが、昨年度も県の調整交付金、今回も調整交付金同じものだよと、そういうことでよろしいですか。

(国保年金課長) 県から入ってくるというところは同じなのですが、昨年のその県繰入金は、もともとの県のほうの特別調整交付金ということで、今回の調整交付金の市町村分というのは以前の国の特別調整交付金ということでして、ですから国のほうの補助金が県を通じて市に来るといふ形になるので、一応県のほうの特別交付金の枠にはなっているのですが、性格的には県から来るものと国から来るものということで分かれております。

(永沼) 分かりました。

その下の一般会計繰入金なのでありますが、1,000万円、これは何のために一般会計に繰入れするのか確認します。

(国保年金課長) その他の一般会計繰入金のほうは、一般会計から国保の特別会計のほうに繰入れをしておるものでして、令和2年度につきましては1億円ということで当初予算措置をされておったのですが、その内容というか目的としましては、保健事業でしたり、多子減免、それから基金積立ての目的のために一般会計から国保の特別会計に繰り入れるものというふうになっております。

以上です。

(永沼) 国保のほうに繰り入れるということでマイナス表示されているというのは、逆に国保から引かれるということではないのですか。

(国保年金課長) 今回、令和元年度の決算の確定によりまして令和2年度の基金積立金のめどがついたというところで、1,000万円を、一般会計からの繰入額を減額補正したという形になります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) それでは、令和2年度国保特別会計の補正予算(第2号)について質問をいたします。

歳出の10ページのところですけれども、一般管理費の国民健康保険事業

特別会計庶務事業の委託料、国保電算システム変更委託料について、説明はありましたけれども、内容がもうちょっと詳細にいただければと思います。

（国保年金課長） それでは、お答えします。

令和3年度から住民税の基礎控除が43万円となることから、保険税の軽減判定の所得の算定において基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げますとともに、5割軽減と2割軽減の基準額に被保険者数のうちの一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者の数の合計額から1を減じた数に10万円を乗じた金額を加える改正となっております。

以上です。

（野本） そうすると、ここでは具体的にシステム変更を委託するということなのですけれども、作業としてはどういう作業をするのですか。ソフトウェアの入替えなのですか。それとも……ちょっとそここのところが。要は担当部署でやるのか、あるいはクラウドのような、そちらのほうでの作業なのか、ちょっとイメージがつかめないので、具体的な作業的なものを伺いたいのですが。この44万円という事業が一体何をするのか。具体的に。

（国保年金課長） お答えします。

基幹系システムの中に国民健康保険のユニットというのも入っております。こちらについては、システム会社のほうで修正のプログラムを開発をしまして、そちらのプログラムを市のほうのシステムに取り込んで改修をするというような形になると思います。

以上です。

（野本） そうすると、プログラムを基幹系のほうで変更を加えて、それを、では市のほうはその専門の業者が組み込みに来るのですか。それとも、市の職員ができる作業なのですか。

（国保年金課長） 専門のシステム会社の職員のほうが、まず研修系ということでテスト環境で一度プログラムのほうを配付をして、市の職員のほうで内容を確認して、間違いがないということであれば本番系のシス

テムのほうで再度同じ作業をして、またその改修内容について確認するというような形になります。

以上です。

(野本) そうすると、そのシステムそのものは何台か機械があるということですか。それとも、1台ですか。

(国保年金課長) 市の基幹系システムですので、大本は1台かと思いません。

(野本) 大本は1台なのは分かります。それで、作業する端末というのは何台かあるのですか。

(国保年金課長) それは、大本のほうでプログラムの修正をかければ、ほかのシステムのほうも全部修正がされるというような形になります。

(野本) 実際のその変更を加えた後、作業をするのは職員が何人か、何台かのパソコンとかのシステムで作業をしているというイメージでよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 業後にそのプログラムの修正というのを行いますので、その配付作業が終わった後にその改修内容について正しく改修がされているかというような確認のほうを担当の職員のほうで行うということになります。

(野本) 分かりました。

それでは、もう一つですが、前任者からも出ておりましたけれども、特別調整交付金は今回補正ということで44万円なのですけれども、当初どのくらいであったか、ちょっと今調べていないので、その額を知りたいのと、限度額みたいなものというのは、交付金というのはこちらから要望して決定していくように私はイメージしているのですけれども、その辺の交付の流れというのを伺いたいと思います。

(国保年金課長) お答えします。

こちらの特別調整交付金の市町村分については、画一的な財政力の測定基準によって交付される普通調整交付金の配分では措置できない特別な事情がある場合というところになりますので、その特別な事情としては、非自発的な失業者の軽減ですとか、ジェネリック医薬品等の促進事業と

か、決められた事業だけになりますので、そんなに大幅に金額が例年に比べて多くなるというようなことはないかというふうに思っております。こういった申請については、実際今年の支給状況に基づいて当初申請をして、その後に変更の申請をして、その後、実際当初交付額とからの差額等が精算されるというような形で補助金のほうが交付されるというような形になっております。

(野本) 分かりました。そうすると、例えば申請した額が満額来ないこともあるのでしょうか。

(国保年金課長) 通常は、申請されたものについては交付がされるというように認識しております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 令和2年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第77号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(永沼) 歳入のほうで、457ページ、医療給付費分、現年課税分、普通徴収のところですが、被保険者の減少に伴う本市の課題というのはどのようなものがあるか、その辺を伺います。

(国保年金課長) 委員のご指摘のとおり被保険者が減少しておりますので、それに伴って税収不足等が考えられるかと思えます。

以上です。

(永沼) その下の還付未済額というのがあるのですが、還付未済が昨年に比べて増えている。その理由と……それを伺います。

(国保年金課長) 還付未済が増えているというふうなご指摘でございますが、一応担当のほうとしましても11月と2月にまだ未済として残っている方に再度勸奨等を行っておるのですが、年度末の決算時点ではこのような状況で未済としてちょっと残ってしまっているというような状況です。

(永沼) この還付未済の方というのは、例えば引っ越されてしまったりとか、返せなくなってしまったという人はいるのでしょうか。

(国保年金課長) 引っ越されたとしても、あくまでも還付金は還付金でございますので、転出先に通知を送ったり等して、こちらも返す努力等をしております。それで、一応昨日ちょっと担当のほうに確認をしましたところ、当初還付未済のほうが139万7,100円ということでございましたが、今現在ではそのうち96万6,600円は還付済みということになっておりますので、今のところ未済として残っているのが43万500円ということでございますので、こちらについても引き続き通知等をして、全額返せるように今後努めてまいります。

以上です。

(永沼) 次に、不能欠損額なのですけれども、不能欠損も30年度に比べて1,800万円増えたりしているのですけれども、この不能欠損の理由が監査の報告だとか、そういったものに内容がしっかり出ているのですけれども、その中で時効が多いのですが、その時効に至るまでの理由という

のはどのようなものがあるのか伺います。

（国保年金課長）おっしゃるとおり、前年と比べますと時効のほうの金額は増えてはおるのですが、その内容としまして、実際時効になったうちの、そのうちの約86.88%は処分停止をかけておりまして、その処分停止になる前に時効で落ちてしまったものということなので、単純に何もしなくて単純時効で落ちてしまったものというのはとても少ないような状況にはなっております。

（永沼）執行停止で3年間待つて不能欠損になる部分と、この時効になる部分はまた別だということによろしいのですよね。

（国保年金課長）もちろん通常の執行停止で落ちるものもあるのですが、執行停止の前に時効が来てしまうものがございますので、そのものがこの時効の中には含まれておりますので。実際の単純時効というのは、金額的には289万6,219円ということで、全体からすると13%、1割弱ぐらいということで、ここの単純時効については収税対策課のほうでも極力減らすような努力をしていただいているというような形になっております。

（永沼）同じように、介護のほうの納付期分、滞納処分、滞納繰越分なのですけれども、これについても不能欠損増えているのですが、これについて理由を伺います。

（国保年金課長）滞納分につきましても、収税対策課のほうで財産調査等を進めて、資力の回復が望めない、そういった方については積極的に処分停止としておりますので、不能欠損等は増えておるのかなというふうにも思っております。

（永沼）ページ変わりました、459ページ、上のほうの国民年金課の保険者努力支援分というのがあるのですが、これは昨年に比べて、ポイントという言い方が合っているのかどうかちょっと分からないですけれども、どうなったのか、ちょっとその辺を伺います。

（国保年金課長）先ほど歳入歳出の決算のところでもご説明をさせていただいたのですが、歳入の決算の概要の表の5のところ、こちらが令和元年度の確定ということで、保険者努力支援分ということになっており

ますので、国の保険者努力支援分としては5,891万3,000円ということで、昨年よりも減少はしておるのですが、県内の順位としては2位というところですので、引き続き高い順位を維持できておるのかなというふうに思っています。

(永沼) 同じページの特別調整交付金というのが下のほうにあるのですが、けれども、これはどのような交付金なのか。

(国保年金課長) 先ほどもちょっとご説明させていただいたのですが、旧制度の国のほうの特別調整交付金ということで、特別の事情に該当する者ということで、本市としては保健事業ですとか、非自発的失業者の保険税の軽減分、それから適正受診、後発医薬品の広報ですとか、第三者行為の取組強化、こういった取組によって交付がされております。

(永沼) 先ほどの補正予算でちょっと質問して、同じ内容を聞いてしまいましたね。

次に、461ページです。一般被保険者の交通事故等による加害者賠償金、この内容について教えていただけますか。

(国保年金課長) こちらは、交通事故等で保険を使用しまして医療行為を受けた場合に、その加害者に対して医療費の保険者負担分、7割相当分をその過失割合、事故割合で請求をするというような制度になっております。

(永沼) ここに該当する方は何人いらっしゃったのでしょうか。

(国保年金課長) 令和元年度は25件でございます。

(永沼) 25件ということは、25名ということでよろしいですか。

(国保年金課長) そうです。

(永沼) 463ページ、上のほうに一般被保険者の無資格受診等による返還金というのがあるのですが、受診のいつどこで判明されていくのか、受診前というか、受診時に分からないのか。あと、無資格のその受診者数というのを教えていただけますか。

(国保年金課長) こちらの無資格受診がいつどこで判明するのかということなのですが、例えば国保の被保険者の方が社会保険に入った場合なのですが、会社のほうでやはり保険証ができるのに1か月とか期間がか

かるものですから、その間に医療機関にご本人がかかる場合に、まだお手元に社会保険の保険証等来ていませんから、国民健康保険のほうの保険証でかかってしまう、受診してしまうというようなことが実際起きております。こちらとしましては、実際国民健康保険の喪失の手続に見えられたときに、遡って社会保険に加入された方につきましては、その間にお医者さんにかかっていませんかということで窓口で確認はするのですが、同月内であれば医療機関のほうに保険証が変わったというような連絡をしてくださいというようなお願いはするのですが、月をまたいでしまいますと、医療機関のほうでレセプトの返戻というのが受け取ってもらえませんが、そうしますとこういった無資格受診ということになってしまいます。実際対象者につきましては、令和元年度は287人となっております。

（永沼）先ほど会社に入って1か月かかるものということで、ちょっと無資格のようなものが出てきてしまうというご説明だったので、この287名の方というのは、平均年齢は結構若いのですか。

（国保年金課長）申し訳ありません。特に平均年齢等、そういった統計は取っておらないのですが、会社にお勤めをされる方ということなので、そんなに高齢の方はいらっしゃらないかなというふうには思っております。

（永沼）歳出に行きます。469ページ、一般被保険者高額療養費事業でございしますが、対象人数、あと30年に比べて1,900万円の減となっております。理由と今後の動向について伺います。

（国保年金課長）対象者数というか、対象件数で申し上げますと、令和元年度が1万8,709件となっております。減少した理由としましては、先ほどもちょっとご説明させていただきましたが、被保険者等が減少しておりますので、それに応じて高額療養費のほうも減少ということで、今後も減少の傾向が続くものというふうには思っております。

（永沼）健康な方が増えたとか、そういう意味ではなかったのですね。被保険者が少なくなったということですね。

それで、その下の退職被保険者等高額療養費負担金、補助及び交付金へ

流用というふうに記載しているのですが、この流用できる規定というのは何かあるのですか。

(国保年金課長) こちらにつきましては、令和元年度、平成31年度の予算書のほうの一番最初のページに国保会計予算というふうなものがございまして、こちらの第4条のほうで、今ちょっと読み上げさせていただきますが、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということで一応規定されておりますので、こちらで流用しております。

(永沼) 予算書に書いてあったのですね。分かりました。

次に、同じ469ページの高額療養費、やはりあるのですけれども、これの対象人数はいかがでしょうか。退職被保険者の高額療養費です。

(ちょっとお待ちください。休憩での声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時41分)

(開議 午後1時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(国保年金課長) 申し訳ありませんでした。46件になります。

(永沼) 次に、473ページ、退職被保険者等後期高齢者支援金事業でございしますが、30年に比べて260万円減になっておりますが、その理由を伺います。

(国保年金課長) こちら先ほどもご説明させていただいたのですけれども、退職者医療制度のほうが経過措置が令和元年度までということで、被保険者数も減っておりますので、その影響で減少となっております。

(永沼) 最後に、475ページ、特定健康診査等事業で特定健康診査委託料ですけれども、この受診率、前年度に比べてどうなのかというのを伺います。

(国保年金課長) こちらも歳出決算の概要の表の7のところに記載のほうさせていただきますが、令和元年度の法定報告の確定というの

が11月でございいますので、まだ令和元年度についてはちょっとお示しができないのですが、平成27年度からこちら載せていただいております、27年度が43%、28年が43.4%、29年度が44.5%、平成30年が46.3%ということで、徐々にではあります、増加をしております。

（野本） それでは、国保会計の決算について質問をいたします。

まず、加入者の状況ですが、先ほど説明にありましたので、加入世帯、また加入者数は分かりましたが、先ほどの説明の中で少子高齢化等で減少傾向にあるということになっておりますが、大方この国保会計から後期高齢者医療のほうに移っていくので、それと併せて少子化という部分では加入する人数が相対的に少ないということで減少という考え方でよろしいのか、その全体的な捉え方について伺いたいと思います。

（国保年金課長） 委員ご指摘のとおり少子高齢化によりまして被保険者は減少しているというほかに、被用者保険のほうの拡大、社会保険のほうの基準が拡大されましたので、今まで国保だった方が社会保険に加入される方も多くなりましたので、その2つの要因によって国保の加入者については年々減少しているというような状況でございいます。

（野本） 社会保険の要件が変わってきて、そちらに替わるようになっていくというのは、一つの国保の負担を軽減する政策みたいな考え方ということなのでしょうか。

（国保年金課長） 委員おっしゃるように、そういった側面もあるのかなというふうには考えております。

（野本） そうすると、あとは、その社会保険移行の部分はまた外部的な要因かもしれませんけれども、大体その加入者数の推移というのは予想ができるものというふうに捉えてよろしいですか。

（国保年金課長） まるっきり正確ということではありませんけれども、時系列での被保険者の推移等から推察をしますと、そういったものも可能かというふうに考えております。

（野本） 歳出のほうで、これは469ページですが、一般被保険者高額医療費事業という事業がありまして、要はこれがさっき説明の中にあっただろうかちょっと覚えていないのですが、何人という、その結果というの

は出るのですか。

(国保年金課長) 高額療養費につきましては、一応こちら件数のほうが、一般のほうは1万8,709件というふうになっております。それで、引き続き退職のほうは46件というふうになっております。

以上です。

(野本) そうすると、全体的に捉えて、1人当たり幾らというふうに計算することはできるのですか。

(国保年金課長) 高額療養費については、全ての方が対象ではございませんので、お医者さんのほうにかかって、その自己負担が限度額を超えた場合に高額療養費になるということですので、一応この金額から件数を割りますと、一般の被保険者のほうは、1円未満切捨てになります、5万877円、退職者医療のほうが同じく1円未満切捨てで11万9,072円というふうになっております。

(野本) この高額療養費については、そのときにかかる病気の種類によって、年によって変化する、割合が年によって違う額になってくるといえる考え方ではよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 基本的には被保険者の数が減っておりますので、高額療養費の総額については年々減少の傾向なのかなというふうに思っております。

(野本) 例えば透析だとか大きな費用のかかる病気になる人が多い場合にこれが上がるとか、そういうような考え方ではよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) やはり透析とかのご病気の方については、とても医療費がかかりますので、市としてもそういった糖尿病にならないようにということで糖尿病性腎症の予防事業等を行っておりますということです。

(野本) その予防という部分では、この保険会計の大きな役割でもあるかなというふうには思っておりますが、なかなか今までも効果ってばかりにくいというふうに言われてはいたのですけれども、担当部局としては、その効果というのはいくらに受け止めているのでしょうか。

(国保年金課長) 委員のおっしゃるとおり、例えば糖尿病の重症化予防

をやることによって、目に見えて、では幾ら減ったのかというのはなかなか不明なところではあるのですが、ちょっと聞くところによると、1人糖尿病になりますと、医療費が年間400万、500万円かかるというような状況ですので、そういった方がお一人でも少なくなれば、その分医療費の総額の金額としては少なくなるのかなというふうには感じております。

（菅野）文書で出してありますので、それに沿ってお伺いしたいと思います。

まずは、高過ぎる保険料を所得に応じて払える保険料に、応能割にしてくださいということなのです。まずは、第一として応能負担を原則としての保険税率に改めてほしいということなのですが、これは……一問一答ですよ。

（国保年金課長）お答えいたします。

国保制度の広域化に当たり、県から示される標準保険税率において負担割合は50対50を基本に考えられております。本市の令和元年度の応能割、応益割の負担割合は72.18対27.82となっております。保険税の賦課に際しましては、負担能力に応じた応能割と受益に応じた応益割のバランスを取り、被保険者全体で制度を支えることが重要であると考えております。今後、保険税の見直しに当たりましては、毎年県より示される標準保険税率等を参考に適正な税率を検討してまいります。

以上です。

（菅野）一般会計からの法定繰入れの増額を実現できるか、ここがまずは減税の道であると思いますので。

（国保年金課長）国民健康保険制度は、国民皆保険を支える社会保障制度の根幹ですが、被保険者数の減少、脆弱な財政基盤、市町村の規模別格差、医療費の高騰など構造的な課題を抱えております。本市においては、平成30年度は法定外繰入金を1億5,000万円繰入れし、令和元年度は法定外繰入金を1億1,000万円繰入れしており、依然厳しい財政運営を強いられております。このような中、平成30年度より県が財政運営の主体となり、市は引き続き資格管理や保険給付、保険税の賦課徴収、保健事

業を行うなど、共同運営をすることに伴い運営方針が示されております。この方針では、国保制度を持続可能な制度にすべく、一般会計からの繰入れに頼るのではなく、医療費の適正化や保健事業の強化、事務の効率化を今まで以上に推進し、国保財政の支出抑制を求めています。本市においても、この方針に沿いまして、次世代に負担を先送りせず、負担と給付の公平性の下、保険税の急激な負担とならないよう国保財政の健全化を進めてまいります。

以上です。

（菅野）国保税の実態なのですけれども、最高額でいいますと、2017年最高額というのは49万2,000円なのです。それが2019年には50万300円になったわけです。50万300円から49万2,000円引くと、8,300円上がっている。さらに、2017年の平均値が39万4,471円が、平均値で比べると42万4,352円となっております、その差が2万9,881円という。これは、4人家族で、夫妻、妻、夫45歳で、高校生と中学生の2人の子どもがいるって、所得300万円という割合で、所得に占める割合もパーセントが出ているわけですけれども、いわゆる社会保険に比べると大変高くて、払い切れないという状況が国保の実態ではないかと思うのですけれども、本市の場合、均等割の減税だけをやるようになりましたよね。18歳以下の3人目までいる場合、これ2020年度までの時限立法だったわけですけれども、3人目だけを減税にするというものですよね。こちら辺をこの間の論議では2028年までだったのを少し考える余地があるという答弁があったような気がするのですけれども、この時限立法は引き続き継続されるのかということと、18歳以下の3人目の、子ども全員が減税になるならいいのですけれども、いわゆる1人だけですよね、減税になるのは。一番上の18歳の、誰でもあれですけれども、1人ということなので、こちら辺の改善ができる見込みはあるのか、減税のために、お聞きします。

（国保年金課長）今の委員のご質問ですが、先日も議場のほうで部長のほうの答弁もあったかと思いますが、多子減免、第3子に対する減免については今後検討していくというようなご回答をさせていただいておるかと思いますが。第1子、第2子も含めてとかという話になりますと、国

保というよりは、子育て支援とかそういったことも絡んでくるのかなというふうには感じておりますので、その辺も含めて、今後こういった形ですのかどうかということも含めて今後検討してまいりますということです。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 0 0 分)

(開議 午後 2 時 2 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(菅野) 国保税の減免猶予制度の拡充をということで、せめて生保基準の1.5倍相当に設定するなど、制度の拡充ができないかお聞きします。

(国保年金課長) お答えします。

国保法第77条では、保険料の減免等について規定されており、国保税の場合は、地方税法第717条において、天災その他特別な事情により税の減免が必要であると認める者、貧困により生活のための公私の扶助を受けている者、その他特別な事情がある者に限り減免することができると定められております。基本的には、税の徴収猶予や納付期限の延長を行ってもなお納税が困難であると認められる担税力の薄弱な者に対する救済措置として、個々の納税者の担税力に着目して、真に担税力の薄弱な場合に限り適用することとされております。このようなことから、生活保護基準の1.5倍などの一律の基準を設けることにつきましては検討はしておりません。

なお、国保税の低所得者世帯の対応といたしましては、令和2年度につきましても5割軽減、2割軽減世帯の軽減基準額引上げにより低所得者に対する保険税軽減対象世帯の拡大を図っております。

以上です。

(菅野) 次は、短期保険証が出されていますけれども、受療権を守るために正規保険証をまず全員に発行すべきであると思うわけです。本市では113世帯、195人に発行されて、そのうちの窓口留め置きがさらに60人

になっているということで、全ての被保険者に正規の保険証郵送と、それから住所不明以外の窓口留め置きはやめて、受療権を守ることが実現できるかお聞きします。

（国保年金課長）本市では、特別な事情がないにもかかわらず国民健康保険税を滞納している世帯に対し短期保険者証を発行し、医療機関で受診できるようにしております。また、国保税の納付が困難な場合でも、納税相談の機会を確保することや国保制度や保険証の利用について周知するため来庁をお願いしているものであります。

以上です。

（菅野）特別な事情というのは、どういうことを考えて言っているのでしょうか。特別な事情がない限りと言いましたよね。特別な事情とはどういうことを言っているのか。窓口留め置きが60件もあるのですから。

（国保年金課長）特別な事情ということなのですけれども、納付も相談もないというような場合には、やはりこちらとしてもその納税者の方と折衝をする機会を持つためにも、こういった短期証等にして来庁いただいて、その上で納税の計画等についてもご相談いただくというようなこととなりますので。ですから、ちゃんと相談をしていただいて、分納等されている方につきましては留め置き等はしておらないというふうに認識しております。

以上です。

（菅野）それから、国保のいわゆる所得階層別世帯数、滞納による差押えの内訳なのですけれども、不動産が15、預貯金が252、生保が35、物品が5、給与差押えが75、年金が12、税の過年度還付が32と、426件と数字が出されていますけれども、預貯金の差押えが252、生保35、給与75、年金12って、不動産は15ですけれども、合計426件と報じられていますけれども、非常に厳しい基準ではないかなと。その後生活ができるのかなという気もするわけですから、この実態をお聞きします。

（国保年金課長）実際の滞納処分、差押えについては収税対策課のほうで行っておりますので、その詳細はちょっと私のほうも把握はしておらないのですが、例えば給与の差押え等の場合についても、最低生活費部

分ですとか、そういった部分は控除して、その差押え可能額が幾らになるのかということで差押えのほうもしておるかと思えますし、預貯金の差押え等も全額の差押えではなくて、例えばそのうちの10万円を残して差押えをすとか、そういったことも行っているかと思えます。以上です。

（菅野）次、国保の収納が非常に有効に進んだということで、今国保は収入未済額が1億220万2,178円、前回より減少しているのです。監査からお褒めの言葉が載っていますよね。納税の環境が厳しい中の確保の努力が評価されているが、こうした監査から評価されるほど未済額を1億220万2,178円も減らしたということは特別な取組の内容だったのか、たまたま行った先の方たちが払う余裕があったことで、すんなりいただけたということなのか、お聞きしたいと思えます。

（委員長）収納なんか分からないよね。

（菅野）収納か。

（課が違うの声あり）

（生保の中身であれば答えるけどね。収納関係は無理でしょうの声あり）

（菅野）何よりも払えない税ということで、一番は、保険証の留め置きがされて行けないなんていうと命に関わるわけで、その保険証の留め置きだけについては寛大なあれで臨んでくれるのでしょうか。その保険証の留め置きについてまずお聞きしたいと思えます。もっと詳しくお聞きしたい。どんな状況で留め置くか。

（国保年金課長）そちらについては、先ほどもご答弁させていただきましたが、納付も相談もないという場合についてはやはり来庁していただいて納税相談をお願いするところになりますので、大部分の方が納税いただいているわけですから、納付も連絡もなくてそのままいいというわけにはやはりいかないと思えますので、そこはやはりちゃんと正直に納めていただいている方の立場に立って、そこは短期証ということで、納付も相談もなければというところで、やはり来庁いただくというのもやむを得ないのかなというふうには考えております。

以上です。

(菅野) もっと払いやすい税にするための何らかの猶予制度で、こういう部分なら拡張できる部分があるのではないかというのは国保の場合ありませんか、今の段階。とにかく社会保険に比べて非常に高いですよ。びっくりするほど高いわけです。事業主負担もないし、人頭税で来るわけですから。3人以上子どもがいる場合、3番目の子どもだけを安くするというのです。半額だかにするとなっていますけれども、ここを少し拡充できませんか。3人ともやるか、2人目、3人目をやるかにならないですか。やっているところ幾らでもあるのです。もっと充実しているところ。3番目の子だけをやるというの、ここは拡充できないかお聞きします。やるとしたらこれだ。

(国保年金課長) それは、先ほどもちょっとご答弁させていただいたのですが、第3子ではなくてその前から、1子、2子からとかということになりますと、やはり国保の政策というよりはそういった子育て支援とかということにもなっているかと思っておりますので、そういったことも含めて今後検討させていただくということでございます。

以上です。

(菅野) 子育て支援、子育て支援と言いますけれども、国保できちっとすれば子育て支援そのものも有効にできるわけです。ですから、国保のほうから意欲的にそういう政策提言をしてやっていく方向にやっていただけるかどうか、最後にお聞きします。あっち任せではなくて、国保のほうから言っていたきたい。そこができるか。

(国保年金課長) 先ほどちょっと子育て支援というところでご答弁させていただいたのですが、子育て支援で、国保の被保険者の方だけでいいのかということ等もあると思っておりますので、その辺の多子減免については今後慎重に検討させていただきたいというふうには思っております。

以上です。

(大塚) それでは、決算認定ということでもありますので、個別の事業について2点伺います。

467ページ、運営協議会の件であります。最初に伺いますが、運営協議会なるものの目的、それからメンバー構成、この決算期1年の中で活動としてはどのような内容だったのか、それについて伺います。

(国保年金課長) 鴻巣市国民健康保険運営協議会は、国民健康保険法で定められた市長の諮問機関で、鴻巣市国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換、調査及び審議を行い、さらには市長への意見の具申等を行う機関となっております。

構成員につきましては、被保険者の代表の方が5名、保険医または保険薬剤師の代表の方が5名、公益代表の方が5名、それから被用者保険の代表の方が3名というふうになっております。

あとは、主な内容ということでございます。国保会計の予算決算でありましたり、県のほうから示されます国保事業費納付金、あるいは標準保険税率についての税率改正、それから税制改正等の内容について、こちらからご説明をしたり、ご審議をいただいているというような状況です。

(大塚) 具体的に決算期において、1年間ですね、先ほど説明の中で諮問機関でもあるということではありますが、今回諮問をしたということはこの1年間の中ではあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

(国保年金課長) 昨年度、国保税の改正の関係で国民健康保険税の賦課限度額の改正について諮問をこちらからさせていただいて、それについては答申のほうをいただいております。

(大塚) そういった特定のいわゆる議題、論ずるべき中身がある場合と、それから当然人が集まる、18人のメンバーですか、集合しますのです、その他、皆さんから意見とか何かあればいかがでしょうかというような発言の場もあるのではないかなど。一般的には。そんな中で、メンバー、いわゆる構成されている皆さんから出されたものの中で何か特筆するものがあれば伺いたいのですが、いかがでしょう。

(国保年金課長) その構成員というのがそれぞれの代表という形になっていますから、それぞれの立場によってのご意見ですとか、ご要望という、要望はあまりないのですが、ご意見という形になってくるかと思えます。一例を挙げますと、被用者保険の代表の方につきましては、一般

会計からの繰入れというのはなくすべきだというような意見がやはり出ます。

以上です。

(大塚) 続いて、2点目であります。475ページ、保健衛生普及事業の中の保養施設の利用について伺います。

この1年間の中で具体的に利用状況が分かればお伺いをいたします。

(国保年金課長) こちらの利用状況でございますが、平成28年度が952人、平成29年度が891人、平成30年度が675人、令和元年度が674人ということで、被保険者の減少によりまして、こちらの保養施設の利用者につきましても減少傾向となっております。

以上です。

(大塚) 今伺うと、952人から、4年間の推移でいきますと、対象となる人数が減っているというのでも分かるのですが、こういった制度があって、利用できますよということ自体を皆さんがどのくらい熟知、認知をしているかということが伝わっているのかどうか、それもちょっと疑問も残るところなのですが、担当課としては利用促進を目指すということであれば、今後もうちょっと変わった周知の仕方、広報の仕方があるかなとも感じるのですが、それについてはいかがでしょうか。

(国保年金課長) 周知の方法ということでございますが、国保年金課のほうで国保だよりというのを夏と冬に出しております。こちらについては全戸配布というふうになっておりますので、こういった中で保養施設の利用ということにつきましても広報をさせていただいて、保養施設の利用について周知のほうを図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

(大塚) 最後です。

ただいま出ました保養施設の枠というか、規模の関係なのですが、これについては毎年、先方がオーケーというか、対応していただかないと話にならないのですが、毎年そこら辺の施設の規模、これについては検討されて、さらに今後増やす、あるいはグレードというのですか、質を高

める等、そこら辺についての捉え方はどうでしょうか。

（国保年金課長）保養施設につきましては、埼玉県国保連合会のほうが契約をしている保養施設ということになりますので、日本全国いろんな施設のほうがございますので、そちらの施設については特段、いろいろな全国各地の宿泊施設が利用できますから、そこについては問題はないのかなというふうに感じております。

（大塚）最後に、鴻巣市からこういった施設もその利用できる範囲に加えてほしいという仮に声が出た場合、そういった要望は届けることは可能なのでしょうか。

（国保年金課長）それは可能かどうかということは、ここではちょっとお答えはできないのですが、もしそういったご要望があれば、国保連合会等にはご相談をさせていただきたいというふうに考えております。

（委員長）ほかに質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（菅野）年間で支払う国保税額ですけれども、所得100万円で、所得に占める割合が11.7%の人の場合、63歳の1人世帯ですね、これが11万6,600円。さらに、同じ63歳で所得が200万円の方、この方は所得に占める割合は11.3%。100万円より0.4%下がりますけれども、所得200万円の国保税が22万6,600円。年額ですね。それで、今度は2人世帯です。夫と妻63歳で、所得100万円の方、これは所得に占める割合が14.2%で、人頭税が入りますから、14万2,400円。2万7,800円上がるのです。それで、所得200万円、この方は所得に占める割合が13.5%になりますので、これも引き上がりまして、26万9,600円。さらに、4人世帯、夫と妻が45歳で、高校生と中学生の子どもがいる方、所得に占める割合が14.9%で、29万8,800円。また、所得に占める割合が14.6%、所得が300万円の方ですね、何とこの方は4人世帯で年間43万7,600円という大変高い額を払うわけです。一番安いのが、例えば小鹿野町とか長瀨町、皆野町などは、所得

に占める割合は8%とか9%台にしているのです。大変高くて払い切れないという税制の下で、やはり国の制度を変えるのも大事なのですけれども、市民の皆さんの命を守るという観点から、国保税の減税に対して市からの基金を増やすことなど対応をすべきです。

以上を指摘し、反対討論とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第77号 令和元年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第82号 令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(菅野) いただいた表5の中の一番下の都道府県単位の状況という表があります。全国1人当たり94万3,082円というのが医療費だということですが、埼玉県は47順位中35位、1人当たり医療費が88万30円、被保険者数が83万4,404人となっていますけれども、47位中35位というのは努力しているという数字であると思うのですけれども、全国平均に比べると6万3,000円ぐらい1人当たりの医療費が少ないのです。この点のいわゆる努力とか、この制度を利用する方にとっての理由というのはどういうところが考えられるのでしょうかね。

(県のところを見ている……の声あり)

(菅野) 分からないか。徴収だから、これも分からない。そんなことないですよ。分からないか。分からなければ分からないでいいですよ。

(国保年金課長) 全国平均に比べて埼玉県の1人当たりの医療費が少ないということですので、国保から後期に移行するに当たって、そういった切れ目のないといいますか、国保のときから保健事業等を行っておりますので、そういった関係でご自身等も医療に関心を持っていただいたりですか、そういったことによって医療費等が軽減がされておるのかなというふうには感じております。

以上です。

(菅野) そもそもなぜ後期高齢者だけ県単位なのでしょうかね。どういう経過があってこれ入ったのでしょうか。国保なんかにしても全部市町村単位ですよ。県単位ということは、なかなか市町村と違って見えませんよね、その中身が。なぜ県単位になったのだったのでしょうか。それと、県単位になることのよい面と、ここら辺は手落ちではないかなという面が分かればお聞きします。突然県単位になったのだよね、これだけ。

(国保年金課長) なぜ県単位になったかということですが、ちょっと明確にお答えができないのですが、国保もそうですけれども、やはり対象者が高齢の方ですから、医療費等もたくさんかかるような状況になりますので、そういった場合、市町村ごとのやはり財政規模ではなかなか運営が厳しいということで、国保も同様に広域化というのがなされておるかと思いますが、後期高齢者についてはもちろん、そういったものもありまして都道府県単位というふうになっておるのかなというふうにはちょっと考えております。

以上です。

(菅野) 年を取って、税が払えないということで医者へかかれないという人の数値というのはつかんでいるのでしょうか。

(国保年金課長) そちらについては把握しておりません。

(菅野) 国民年金の人の場合、平均が3万数千円ですよ。そうすると、年間12ですから、40万いくかどうかという中で、年金が少なければ払うのも少ないのでしょうかけれども、払うのは後期高齢者だけではないです

から、経済的にやっていけないという高齢者の場合、例えば係のほうが生保と緊密に連携を取って、いわゆる老後の生き方を支援していくのか、そういう横の連携というのはできるのか、やっているのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

（国保年金課長）もちろん窓口で納付が困難だとか、一部負担金の支払いが難しいということだと、日々の生活自体もやはり厳しい状況なのかなというふうには感じますので、そういった方については、福祉部局と連携をしてというか、その生活保護担当のほうにつないでというような連携のほうは取っております。

以上です。

（菅野）では、例えば年に何人かは生保を受ける方がいるという事態なのか、それとも相談があれば対応しているから、相談がないからこれきりと、そこら辺を聞きます。

（国保年金課長）そういったケースがあれば生活保護担当のほうにつなぐということはもちろんですが、それが実際あったのかどうかということについてはちょっと、申し訳ありません、把握はしておりません。

（菅野）課が違うから分からないって、どう考えてもおかしいのですけれども、自分の課関連にどこかにつながるだろうといえば、横の連携ってあるのではないのでしょうか。例えば除草する、何にする、かににするにしても、そこだけで解決しないでほかの課とつながること、除草するなら道路課といわゆる緑地なんかの部分の人も含めてやるとか、花の部分も含めてやるとか、そうなると思うのですけれども、まして高齢者の命を守る立場に立つなら、少し出しゃばってでも有権者によく対象者に状況を聞いて、こういう方法もあるよとこちらから市の制度を訴えて、少しでもよい、もう最後の生き方ですから、75以上ですから、生きられるようにならないかと。後期高齢者になれば、ある意味ぐんと支出の上がる人も人によってはいると思うのです。今まで払えた額よりこんなに増えると思わなかったという人も人によってはいると思うのです。みんなが低所得者とは限りませんから。去年の収入に対して来るわけですか

ら。ここら辺の対応をやはり行政として本来課を超えてやるべきだと思うのですけれども、自分の課ではないから分からないなんて、そんな言い分が市民の前で通らない気がするのですけれども。これは部長ですね。部長にそこら辺でお聞きします。部長から言ってください。

（ここは高齢者福祉じゃないからね。だから、何件ですかと聞いたって答えは出ないですよの声あり）

（菅野）いや、何件はいいけれども、そういうふうにするべきではないかというのだよ。とにかく高くなるのだから……

（ここに聞けるのは、後期高齢者医療の特会の部分は聞けるけど、高齢者福祉は別じゃないですかの声あり）

（菅野）だから、それはこういうことで困っているからと、行政なんかは本来連携すべきだということを言っているのです、私は。

（委員長）時間かかりますか、執行部。

（ちょっと……の声あり）

（菅野）やらないというならいいよ。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2 時 5 7 分）



（開議 午後 3 時 0 2 分）

（委員長）休憩前に引き続き会議を開きます。

（市民生活部長）高齢者に限らず、国保の加入者もそうですけれども、生活が苦しいということで、保険税とか、保険料とか、そういうのを払えないというような場合があれば、福祉課等々、関係部局と連携して対応してまいります。

以上です。

（菅野）では、これまではあまり対応してこなかったということなのですか。でも、これまでも対応してきたけれども、あまりそれに対象になる人はいなかったということなのではないでしょうか。

（市民生活部長）私はこの 4 月から異動してきたのですけれども、後期高齢についてはちょっと把握はしていないのですけれども、過日も国保

の方については、生活保護の対応ということで、そういう手続は取っております。

以上でございます。

(永沼) 569ページです。普通徴収滞納繰越分というのがあるのですが、これの対象人数と繰越期間がもし分かればお尋ねいたします。

(申し訳ありません、もう一度。すみませんの声あり)

(永沼) 普通徴収滞納繰越分です。これのなっている方の対象人数、あと分かれば繰越期間もよろしくお願いたします。

(国保年金課長) お答えいたします。

滞納繰越分の収入があった方ということによろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(国保年金課長) こちらについては、ちょっと人数ではなくて、お一人によって何期も、期別がございますので、その件数で申し上げますと、707件というふうになっております。その期間でございますが、ちょっとそこについては、基本、保険料なので、時効が2年ということなのでございますが、一部納付や納付制約等もありますから、そういった方については時効等も延びるといふうな形もございますので、実際27年とか28年ぐらいの方の部分の納付からあるといふうな形になっております。

(永沼) 不能欠損額というのが180万ほどあるのですけれども、これの地方税法第15条の7の内容や時効になる第18条に該当するものに分けて件数を教えていただきたいのですが。

(国保年金課長) お答えします。

時効のほうは25人で、179万1,880円、生活困窮のほうがお一方で、1,060円となっております。

(永沼) 次に、後期高齢者です。医療保険として繰越額があるわけですが、昨年度は1,166万ほどでしたが、今回1,320万ということで、この繰越額というのは多ければ多いほどいいのか、限度額があるのか、そういったものを伺います。

(国保年金課長) 繰越額については、特に限度額というものはないのですけれども、平成28年度に2,000万円ほどちょっと繰越金のほうが多かったという形で一般会計のほうに返還したというような今まで経緯というか、そういったことがございました。

以上です。

(永沼) 分かりました。繰越額が多くなってしまった場合には、一般会計の繰入れというのがあるのだということですね。分かりました。

次に、延滞金なのですけれども、この対象者数と延滞日数が分かれば教えてください。

(国保年金課長) 対象者数につきましては、45人というふうになっております。現年分が16人、滞納分が29人ということです。延滞日数ということなのですが、それぞれその納付額とその納付日、延滞納期限から納付日までの期間によって延滞金の額等は違いますので、そこは申し訳ありません、一概にちょっと申し上げられませんので。

(永沼) そうしましたら、延滞日数の最高日数というか、もし分かれば。

(国保年金課長) 申し訳ありません。ちょっとそこは調査をしてございませんでした。

(永沼) では、延滞金と保険料、徴収するときにどちらを優先にして徴収するのか、その基本的なことを伺います。

(国保年金課長) 延滞金と保険料があった場合、保険料を優先して徴収いたします。保険料を納めて初めて延滞金は確定しますので、延滞金に延滞金はつきませぬので、保険料のほうから優先しております。

(永沼) 飛びまして、573ページに行きます。一番下のほうに保険料還付金というのがあるって、過年度還付金ってありますね。これは、昨年度の歳入の保険料還付金を充てているものと考えておりますけれども、その金額とイコールではないのですが、ほかにプラスされているもの、金額というのがあるのでしょうか。

(国保年金課長) こちらの過年度還付金については、市のほうで払った還付金を広域連合のほうからいただくというようなシステムになっておりますので、歳出のほうが290万6,630円ということでありまして、歳入

のほうが保険料の還付金ということで290万5,530円があるのですが、それ以外に加算金として1,100円広域のほうから頂いていますので、保険料の還付金のほうは、加算金も含めてお支払いをしているので、290万6,630円ということなのですが、広域のほうはちょっと科目が加算金と保険料還付金ということでいただいておりますので、そこでイコールになっております。

(野本) それでは、歳入のところで質問をさせていただきます。

562ページになりますが、表のほうで加入者の推移は出てきておりますので、その部分は、国保との関係で、国保の75歳になった方が後期高齢者に入ってくるというような形、大まかに言ってそれで人数的にはおおよそ予想がつくというふうに考えてよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) もちろん国保から後期高齢に移行する方もおりますが、社会保険のほうに加入されている方も75歳になりますと必然的に後期高齢者になりますので、その社会保険から移行する方というのもいらっしゃいます。

(野本) 社会保険で75歳という人数も要は調べれば大体分かるという感覚でよろしいのでしょうか。ですから、後期高齢者の人数というのは大体予測できるということでもよろしいのでしょうか。

(国保年金課長) 社会保険の方の人数というのは分からないのですが、市の要は年齢別の人口というのが出ていますから、今の74歳の方が次後期高齢になるというところでは、大体何人ぐらい増えるとかというのは、年齢階層別に人口が出ていますので、そこは把握は可能だと思います。

(野本) 分かりました。

先ほど前任者が繰越金の質問をされていましたが、その中で多ければ返すと、一般会計に戻すということがあったわけですが、そうすると繰入金についてはどのように決めていくことになるのでしょうか。これは、繰越金を残しておけば繰入金をしなくていいという、そういう考え方はないのでしょうか。

(国保年金課長) 繰入金のほうは、事務費の繰入金と保険基盤安定繰入金ということになってございますので、その保険基盤安定繰入金のほう

は、こちらはもう軽減の対象者数が増えれば、その軽減額に応じて保険基盤安定繰入金のほうは増えてしまいますので、その辺の繰越金とはリンクはちょっとしてこないかなというふうに考えております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(菅野) 後期高齢者のいわゆる暮らしを守るための福祉施策というのを本来前進すべきであると思います。健康状態の把握や治療の継続等の支援とか、また健康長寿事業の一環として定期的に24時間サービスで巡回をすることや、また特定健診や人間ドック、がん検診、歯科検診などは本来75を過ぎた方には無料化して、人生の最後を人間らしく全うできるように、そういう制度に後期高齢者医療制度はすべきだと思いますが、どれも実現できない状況が続いておりますので、反対をします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第82号 令和元年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第82号は原案のとおり認定されました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願います。

お疲れさまでした。

(閉 会 午 後 3 時 1 2 分)